

三重県国土強靱化地域計画

[中間案]

令和7年6月

三 重 県

目 次

第 1 章 地域計画の基本的な考え方

1 背景・目的等	1
2 旧計画（令和 5 年 3 月一部改訂）の総括及び近年の災害をふまえた対策	3
3 基本的な考え方	5
4 県の各種計画等との関係	7

第 2 章 脆弱性評価

1 評価の方法等	8
2 想定するリスク	8
3 目標と「起きてはならない最悪の事態」の設定	8
4 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価 ...	1 1
5 脆弱性評価の結果	1 1

第 3 章 脆弱性評価をふまえた国土強靱化の推進方針..... 1 2

（別紙 1）リスクシナリオ別脆弱性評価結果	5 2
-----------------------------	-----

（別紙 2）リスクシナリオ別重要業績指標（KPI）	9 3
---------------------------------	-----

別冊 三重県国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業

（別冊については 10 月に取りまとめる予定）

第1章 地域計画の基本的な考え方

1 背景・目的等

(1)これまでの経緯

- 国では平成 25 年 12 月、東日本大震災から得られた教訓をふまえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」と表記。）が成立・施行されました。
- 国土強靱化基本法の成立・施行を受け、平成 26 年 6 月、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化基本計画」（以下「国の基本計画」と表記。）が閣議決定されました。国の基本計画は、策定後に発生した大規模自然災害や社会情勢の変化をふまえて見直されています。
- 国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や関係機関が連携して取組を進めることが不可欠であり、国土強靱化基本法第 13 条には、都道府県は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化地域計画を定めることができると定められています。
- 本県においては、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、事前に的確な取組を実施していくため、平成 27 年 7 月、「三重県国土強靱化地域計画」（以下「県の地域計画」と表記。）を国土強靱化基本法に基づく地域計画として策定し、改訂を行っています。

（参考：国土強靱化に関連した国と県の動き）

時期	国	県
平成 25 年 12 月	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」成立・施行	
平成 26 年 6 月	「国土強靱化基本計画」策定（閣議決定）	
平成 27 年 7 月		「三重県国土強靱化地域計画」策定（国の基本計画をふまえた地域計画の策定）
平成 30 年 12 月	「国土強靱化基本計画」の見直し（閣議決定）	

令和2年 10月		「三重県国土強靱化地域計画」 改訂（国の基本計画見直しをふ まえた改訂）
令和5年 3月		「三重県国土強靱化地域計画」 一部改訂（県の総合計画策定を ふまえた改訂）
令和5年 6月	「強くしなやかな国民生活の実現を 図るための防災・減災等に資する国 土強靱化基本法」改正	
令和5年 7月	「国土強靱化基本計画」の見直し （閣議決定）	
令和7年 10月（予 定）		「三重県国土強靱化地域計画」 改訂（国の基本計画見直しをふ まえた改訂）

(2)改訂の背景

- 令和2年10月の県の地域計画改訂後には、令和3年7月静岡県熱海市土石流災害、令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨といった、本県の国土強靱化の取組にも様々な気づきをもたらす大規模自然災害が発生しました。
- 令和7年1月、埼玉県八潮市で下水道施設の老朽化が原因とみられる道路陥没が発生しましたが、本県においても全国各地と同様に、これまで整備してきたインフラの老朽化がさらに進み、維持管理や更新といった対策が待ったなしの状態となっています。今後は、高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が加速度的に進行することが想定されており、大規模自然災害への備えとしても対策が急務となっています。
- 多くの地方都市と同様、本県においても人口減少・高齢化が進む中で、自治体職員、建設・医療など防災・減災対策に必要な担い手の確保が難しくなりつつあります。
- AIやドローンなどのデジタル技術の活用が、インフラ整備や防災・減災対策の分野でも日進月歩で広がっており、国土強靱化を推進していくために新しい技術を積極的に活用していく必要があります。

(3)改訂の目的

- 近年の災害から得られた新たな知見のほか、社会情勢の変化をふまえ、令和5年7月に見直された国の基本計画等を反映するため、県の地域計画について改訂を行います。

2 旧計画（令和5年3月一部改訂）の総括及び近年の災害をふまえた対策

(1) 旧計画の総括

① KPIからの評価

- 令和5年3月に一部改訂した県の地域計画で設定されているKPIの進捗状況から、本県における国土強靱化の進捗を評価します。
- KPIの評価は下表のとおりとなっています。（各リスクシナリオにKPIを設定していますが、同じKPIが重複して設定されている場合もあり、以下の数字は重複も含めたのべ件数となっています。）

（令和5年3月一部改訂計画のKPIの評価）

評価	令和6年度実績
A（進んだ）	86
B（ある程度進んだ）	14
C（あまり進まなかった）	2
D（進まなかった）	8
－（評価せず）	2

A（進んだ）：100%以上（定量目標）・達成（定性目標）

B（ある程度進んだ）：85%以上100%未満（定量目標）・概ね達成（定性目標）

C（あまり進まなかった）：70%以上85%未満（定量目標）・達成が不十分（定性目標）

D（進まなかった）：70%未満（定量目標）・達成度が低い（定性目標）

- KPIの達成状況は、A（進んだ）又はB（ある程度進んだ）という評価が約91%を占めており、本県の国土強靱化の取組はおおむね順調に進んできたと言えます。
- 一方で、C（あまり進まなかった）又はD（進まなかった）という評価の取組については、それらの要因は何か、継続して達成状況が悪いのかなどを分析して取組を改善していくことが重要です。

②主な取組の内容

- 「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、令和2年10月に改訂した県の地域計画の取組方針（推進方針）に基づき、「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の達成に向けた取組を進めてきました。主な取組は、次のとおりです。
 - ・ 迅速な避難を推進するため、地震発生から津波到達までに時間的余裕がない市町を対象に、津波避難タワーなどの津波避難施設の整備への支援を令和5年度から新たに実施するとともに、令和6年度には防災アプリ「みえ防災ナビ」の運用を開始するなど、ハード・ソフト両面からの対策を進めました。
 - ・ 大規模自然災害発生時に県民の皆さんの命を守るため、直轄国道や高規格道路の整備促進に重点的に取り組みました。これにより、中勢バイパス全線開通（令和5年11月）や新宮紀宝道路の開通（令和6年12月）、北勢バイパスの一部区間開通（令和7年3月）、東海環状自動車の「いなべIC～大安IC」開通（令和7年3月）など、

多くの幹線道路で進捗があり、鈴鹿亀山道路は用地調査や道路予備設計などの調査、設計も進めました。

- ・新型コロナウイルス感染症対策や、能登半島への支援を通じて得られた気づきを反映した「三重県避難所マニュアル策定指針」の活用を図るとともに、「地域減災力強化推進補助金」や「いのちを守る防災・減災総合補助金」により、市町の避難所運営や避難所の環境改善に必要となる資機材等の整備を支援しました。
- ・大規模地震等発生時の災害対策本部活動を担う職員や応援機関の活動環境を整備するため、マンホールトイレの設置や、災害対策本部設置スペースの拡大・拡充を図るとともに、大規模災害発生時における災害対策本部機能の検証や合同訓練の実施を通じて、災害対策本部機能の強化を進めました。

(2) 近年の災害の教訓

- 令和3年7月静岡県熱海市土石流災害、令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨といった大規模自然災害が発生しており、これらの災害の経験から明らかになった教訓をふまえた対策を進めていく必要があります。

これらの教訓の具体例は、次のとおりです。

- ・インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症対策の観点から、従来の災害医療に加えて、避難所の収容力の確保、避難所内での感染症対策に必要となる物資等の確保をはじめ、被災患者・医療関係者の感染症対策が新たに必要となり、これまで以上に人的・物的リソースが必要となったこと
- ・災害初期における被害状況の全容把握、大型の消防車両や重機で災害現場に近づくことの困難性や、猛暑等の過酷な環境下での体調管理への対応の必要性が明らかになったこと
- ・通信機能が喪失した避難所等との連絡調整が困難となり、被害状況の把握など重要な情報の収集に支障を来したことから、災害時でも使用可能な通信手段を多重に確保しておく必要があること
- ・輪島市・志賀町で最大震度7が観測され、多数の家屋が倒壊したことにより、多くの尊い命が失われたことから、住宅・建築物の耐震化を進める必要があること
- ・津波発生時には、迅速に避難することが重要であることをあらためて認識するとともに、夜間など通常より避難が困難な状況でも適切に避難ができるようにする必要があること
- ・輪島市での大規模火災では断水や地震による川底の隆起、消防水利の損傷等により、地上隊による消火が困難であったことから、自衛隊の協力を得て、空中消火を確実に実施できる体制整備を進める必要があること

- ・孤立する可能性のある地域について、孤立の要因や通信環境、物資の備蓄状況などの現状の確認や、通信機器や物資等の空路及び海路での搬送方法について検討する必要があること
- ・初動対応を迅速に実施することが早期の復旧につながることから、災害対策本部の中心となる職員は、発災直後から先を見据えた災害対応の企画・立案をしていく必要があること
- ・能登半島において、2024 年元旦の地震と9月の記録的豪雨によって甚大な被害が生じるなど、複合災害への備えが県においても必要とされていること
- ・南海トラフ地震については、令和6年8月に「南海トラフ地震臨時情報」が初めて発表された際には、対応にさまざまな課題があることが明らかになった一方、令和7年1月に今後30年以内の発生確率が「70%から80%」から「80%程度」に引き上げられ、防災・減災対策の切迫性がますます高まっていること
- ・埼玉県八潮市での道路陥没事故をはじめ、インフラの老朽化が問題となっており、老朽化が進んだインフラの「災害耐力の低下」による被害拡大を防ぐため、老朽化対策を推進し、予防保全型メンテナンスへの移行を図る必要があること。

3 基本的な考え方

(1) 改訂の方向性

- 国土強靱化基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画と調和が保たれたものでなければならない。」と規定されていることから、国の基本計画の内容をふまえて、県の地域計画を改訂する必要があります。
- 県の地域計画は、国の基本計画が大規模な自然災害等を中心として発生する災害を対象としていること、南海トラフ地震の発生が危惧され、30年以内の発生確率が引き上げられたこと、また、気候変動の影響で大雨による被害が甚大化する傾向にあることなどをふまえ、これまでの県の地域計画や国の基本計画と同様、対象リスクを大規模自然災害と設定しています。
- 令和5年7月に閣議決定された国の基本計画では、国土強靱化を推進する上での「展開方向」として、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」と「地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）」という2つの柱が、新たに加わりました。県の地域計画の改訂にあたっては、これらの新しい視点や、近年の災害の教訓をふまえた内容とします。

(2) 計画の推進

- これまで、本県においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和3年～7年度）に基づく取組等に対する関係府省庁の支援等を活用して、県の地域計画に基づく取組を推進してきました。令和7年度も「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく取組を推進し、国土強靱化を図ります。
- 令和8年度以降は、「国土強靱化実施中期計画」に基づく取組等に対する関係府省庁の支援等を活用し、県の地域計画に基づく取組を着実に推進していきます。
- また、国土強靱化は、県の地域計画に基づく取組だけで実現できるものではなく、国の基本計画に基づく取組や県内市町の国土強靱化地域計画に基づく取組とも連携して推進していくことが不可欠です。
このため、県内市町による地域計画の策定・見直しを促進するための支援を積極的に行い、県内市町や民間事業者・団体をはじめ、関係者と総力を挙げて、県土の強靱化にオール三重で取り組んでいくこととします。
- 国の基本計画は、国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靱化の施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととなっています。
県の地域計画についても、おおむね5年で見直しを行うことを基本とし、必要に応じて、県の総合計画や関連する個別計画の改定、国の基本計画の見直し等にあわせて内容を見直すこととします。

(3) 計画の進行管理

- 本県においては、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」により、全ての事業等はPDCAサイクルを回しながら取り組んでいます。県の地域計画についても、前年度の取組成果を把握・評価し、今後の課題と、当該年度の取組方向などをとりまとめた「三重県国土強靱化地域計画実績報告書」を作成・公表します。
- 県の地域計画の進捗状況を把握・評価するため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに重要業績指標（KPI）を設定し、別紙2のとおり整理しています。県の地域計画に基づく取組の進捗状況は、KPIの達成状況もふまえて評価することとしています。
- なお、重要業績指標（KPI）の設定にあたっては、県の総合計画「みえ元気プラン」または「三重県防災・減災アクションプラン」で設定されたKPIの中から、それぞれのリスクシナリオに関連が深いものを選定しています（一部を除く）。重要業績指標（KPI）は、取組の進捗状況及び「みえ元気プラン」または「三重県防災・減災アクションプラン」の見直し等をふまえ、適宜見直しを行います。

(4) 令和7年10月の改訂にあたって配慮した視点

- 令和6年能登半島地震によって石川県奥能登地域を中心に甚大な被害が発生したことから、三重県は直ちに「中部9県1市災害時等の応援に関する協定」に基づく広域応援活動を開始するとともに、総務省「応急対策職員派遣制度」に基づくカウンターパート支援として、令和6年5月31日まで輪島市を支援しました。
- 被災地へ派遣された職員（県・市町等）は、支援活動を通じて様々な気づきを得ており、これらの気づきを南海トラフ地震対策にいかすため、令和6年10月、県では課題ごとに対策の強化に向けた取組の方向性をまとめた『南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針【発災当初から復旧フェーズ版】～能登半島地震支援活動の「気づき」をふまえて～』を作成しました。この取組方針に基づき具体化された南海トラフ地震対策については、大規模自然災害から得られる最新の知見をふまえた内容であることから、今回の改訂にあたって配慮する視点とします。

4 県の各種計画等との関係

- 本県では、県政運営の指針となる長期ビジョン「強じんな美し国ビジョンみえ」とともに、中期の戦略計画「みえ元気プラン」を令和4年10月に策定しました。また、災害対策基本法第40条の規定に基づく計画である「三重県地域防災計画」や、関係機関等の応援を円滑に受入れ、効果的な被災者支援につなげるための「三重県広域受援計画」等の計画を定めており、これらに基づいた防災対策を着実に進めています。
県の地域計画は、県の国土強靱化の羅針盤として、これら既に策定されている様々な防災計画や、それに基づく具体的な取組を束ねるものとして策定しています。

第2章 脆弱性評価

1 評価の方法等

- 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり、国の基本計画においても、脆弱性評価の結果をふまえた施策の推進方針が示されています。

本県でも、県の地域計画に掲げる施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、次の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

- (1) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定
- (2) 起きてはならない最悪の事態回避に向けた現行施策について分析・評価
- (3) 起きてはならない最悪の事態を回避、あるいは被害を最小化するための方針を設定

2 想定するリスク

- 第1章の「3 基本的な考え方」で示したとおり、県民生活・県民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかにもパンデミックや大規模事故、テロ・国際紛争等によるものも想定されますが、本県においては、南海トラフ地震の発生が危惧され、30年以内の発生確率が引き上げられたこと、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向にあること等をふまえ、大規模自然災害を想定リスクとして捉え、脆弱性評価を行いました。

3 目標と「起きてはならない最悪の事態」の設定

(1) 県の地域計画の「基本目標」と「事前に備えるべき目標」

- 県の地域計画の目標（「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」）は、本県の地域特性をふまえつつ、国の基本計画との調和を図るため次のとおり設定します。

「基本目標」

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

「事前に備えるべき目標」

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(2) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

- 起きてはならない最悪の事態に関しては、国の基本計画（令和5年7月閣議決定）で設定された35の最悪の事態を参考にしつつ、想定したリスク及び本県の特性をふまえて、6つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限図られること	1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
			1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
			1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
			1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
II. 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
			2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)の発生、混乱
			2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域(離島を含む)等の同時発生
			2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通の混乱
			3-2	県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
IV. 迅速な復旧復興	4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
			4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
			4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
			4-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
			4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下
IV. 迅速な復旧復興	5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
			5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
			5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
			5-4	上下水道施設等の長期間にわたる機能停止
			5-5	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
			6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
			6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
			6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
			6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

4 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価

- 現計画の取組の進捗状況の評価や総合計画、個別計画に基づく取組結果を基に、国の基本計画の見直しや、令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨といった大規模な自然災害への支援の経験から明らかになった教訓もふまえ、設定した30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、それを回避するための課題分析等、本県の脆弱性について総合的に評価を行いました。

5 脆弱性評価の結果

- 脆弱性評価の結果は別紙1のとおりですが、評価結果のポイントは次のとおりです。

〔評価結果のポイント〕

- ・国土強靱化に資する取組は、国の5か年緊急対策を活用するなど、ソフト・ハード対策の両面から既に進めているものの、まだ十分ではないことから、今後もさらに進める必要があります。
- ・行政、金融、物流、情報サービスの各施設の耐災害性の強化と並び、本県経済の停滞を防止するため、エネルギー供給網、通信網、交通網の多重化、拠点の代替性確保、それらの社会基盤の上に成り立つ産業等におけるBCP（事業継続計画）の策定とその不断の見直し及び訓練実施等による実効性の担保が引き続き必要です。
- ・国土強靱化の取組を効果的に行うためには、市町や企業等との連携が不可欠であることから、各主体と連携し、取組を進めるとともに、県内市町における地域計画が適切に改訂されるよう助言・支援していく必要があります。
- ・人口減少・高齢化が継続的に進んでいく中で、防災対策、復興を支える人材の確保やデジタル技術の活用など省力化・省人化を進めていく必要があります。

第3章 脆弱性評価をふまえた国土強靱化の推進方針

(1) 推進方針の考え方

- 本県においては、第2章で実施した脆弱性評価結果（別紙1）に基づき、国の基本計画での検討手法を参考にして、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための推進方針を決定しました。

なお、推進方針は、脆弱性評価結果との対比が簡易となるよう、また、推進方針に基づく事業の進捗状況のとりまとめが柔軟にできるよう、リスクシナリオごとに整理しています。

- 県の地域計画に基づく国土強靱化の取組の進捗状況を把握するため、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに重要業績指標（KPI）を設定し、別紙2のとおりに整理しています。

重要業績指標（KPI）の設定にあたっては、「みえ元気プラン」及び「三重県防災・減災アクションプラン」と整合を図っています。

- 重要業績指標（KPI）は、「みえ元気プラン」及び「三重県防災・減災アクションプラン」の進行管理において進捗状況を把握、公表するとともに、県の地域計画の進行管理においても進捗状況を示します。なお、重要業績指標（KPI）は、毎年度の進行管理において、取組の進捗状況及び両計画の見直し等をふまえ、適宜見直しを行います。

- 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの推進方針に基づき実施する事業のうち、「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等」の対象に位置づけられる事業については、別冊「三重県国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業」に記載します。なお、別冊は、原則として毎年度更新して公表します。

(2)リスクシナリオ別推進方針

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

○住宅・建築物の耐震化等

住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、低コストで部分的に耐震化できる耐震シェルターも含め、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う。また、老朽化マンションについて、建替えの促進を図る。

さらに、不特定多数の者が利用するホテル、物販店舗、庁舎等の大規模建築物について、市町と連携し、耐震化を進めるとともに、大規模地震の発生時に備えて、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。加えて、宅地の耐震診断、耐震化を促進する。

○各種施設の耐震化等

官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設等、不特定多数の人が集まる施設や避難所としての機能が期待される施設について、施設管理者の協力も得ながら、耐震化や天井等非構造部材の落下防止対策、老朽化対策等を進める。

○エレベーター閉じ込め事故対策の促進

大規模地震時に乗客の安全を確保するため、エレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置等の設置を促進する。

○沿道構造物の倒壊防止等

避難行動中の路上での二次被害を防止するため、沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止等について促進する。

○交通施設の耐震化

より多くの鉄道利用者の安全を確保する観点から、主要駅や高架橋の耐震対策を促進する。

○無電柱化の推進

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難障害が及ぶことが想定される。このため、「三重県無電柱化推進計画」に基づき道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう、道路の安全性を高める。

○大規模災害を考慮した都市づくり

「三重県都市計画区域マスタープラン」に示す、想定される地震津波災害リスクを考慮した都市づくりの基本的な考え方に基づき、市町における都市防災に係る施策を促進する。

○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模地震が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める。

○災害対策本部における体制の確保・強化

三重県災害対策本部運営要領等について、訓練を通して毎年度検証を行い、施設等の倒壊による人的被害を最小限に抑えるための救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、初動対応やデジタル技術を活用した情報収集、受援体制の強化など、災害対策本部における体制の確保・強化を図る。

○災害対応機関等の対応能力向上

救助機関と相互の連携を強化するとともに、救出・救助活動の実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応能力向上を図る。また、大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・搜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、情報共有体制など防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。

○広域的な連携体制の構築

防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実に図るとともに、国や近隣府県等との訓練を通じて、NPO やボランティアも含めた応援・受援などの体制強化を図る。

○一時滞在施設の確保

沿道に拠点を有する事業者との協定締結により災害時帰宅支援ステーションの充実に図り、水道水・トイレ等の提供や道路等の情報を提供することで、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援する。また、帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定を活用するなど、災害時における輸送手段の確保を図る。

○継続的な防災訓練や防災教育等の推進

家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、災害時に地域で自ら行動できる防災人材を育成する。

○県民による自発的な防災活動の促進

災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制

度の普及・啓発等により、県民の皆さんの自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

1-2) 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

○住宅・建築物の耐震化等

住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え促進を含め、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援を行うなど、低コストで部分的に耐震化できる耐震シェルターも含め、耐震化を促進する。

○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模地震が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める。

○災害対策本部における体制の確保・強化

三重県災害対策本部運営要領等について、訓練を通して毎年度検証を行い、施設等の倒壊による人的被害を最小限に抑えるための救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、初動対応やデジタル技術を活用した情報収集、受援体制の強化など、災害対策本部における体制の確保・強化を図る。

○災害対応機関等の対応能力向上

県民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、大規模火災等にも対応できるような避難訓練などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応能力向上を図る。また、大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・搜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、情報共有体制など防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。

○広域的な連携体制の構築

防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図るとともに、国や近隣府県等との訓練を通じて、NPO やボランティアも含めた応援・受援などの体制強化を図る。

○民間事業者等との協定締結、密集市街地の改善

民間事業者等と給水活動等についての協定の活用による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地や空洞化が進む中心市街地において、地域住民や土地区画整理事業等の施行者に対して、建物の更新や防災施設の整備などを促進・支援する。

○狭あい道路の整備促進

災害時の避難路や消防車両等の通行確保、密集市街地の解消を図るために、市町が実施する狭あい道路の拡幅整備等を促進する。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する。

○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等を進めるとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める。

また、緊急時の救助・救援を担う高規格道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。

○救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実強化

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動に向けて、警察活動を的確に実施するための体制及び装備資機材を整備するとともに、常備消防力の強化のための連携・協力や広域化の推進、高機能消防指令センターや耐震性貯水槽など消防施設の整備、広域連携体制及び救急搬送体制の整備などを支援し、救助活動能力を充実強化する。また、消防団員、自主防災組織リーダーの教育訓練の充実強化を図る。さらに、DMAT（災害派遣医療チーム）の実動訓練を行い、災害時の医療体制の充実強化を図る。

○危険な密集市街地の解消に向けた取組

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地域住民等が、建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備することを促進・支援する。

○上水道、工業用水道施設の耐震化等

地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、上水道、工業用水道施設の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。

1-3) 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

○住宅・建築物の耐震化等

住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないために、低コストで部分的に耐震化できる耐震シェルターも含めた住宅・建築物の耐震化や耐震性のない建築物の除却を促進・支援するとともに、学校施設等の老

朽化対策を進める。

○大規模災害を考慮した都市づくり

「三重県都市計画区域マスタープラン」に示す、想定される地震津波災害リスクを考慮した都市づくりの基本的な考え方に基づき、市町における都市防災に係る施策を促進する。

○避難施設・避難路等の整備

大規模津波が発生した場合に、市町の避難計画に基づき、迅速かつ円滑な避難が行われるために、津波避難タワーなどの津波避難施設や避難路等の整備に向けた支援を行う。

○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模津波が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める。

○災害対策本部における体制の確保・強化

三重県災害対策本部運営要領等について、訓練を通して毎年度検証を行い、大規模津波等による人的被害を最小限に抑えるための救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、初動対応やデジタル技術を活用した情報収集、受援体制の強化など、災害対策本部における体制の確保・強化を図る。

○災害対応機関等の対応能力向上

県民参加による防災力の向上及び災害対応機関等相互の連携を強化することを目的として、大規模津波を想定した避難訓練の実施など実践的な訓練を実施する。また、大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、情報共有体制など防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。

○広域的な連携体制の構築

災害対応機関等との連携強化を推進することにより、大規模津波発生時の応急体制の充実を図るとともに、国や近隣府県等との訓練を通じて、NPO やボランティアも含めた応援・受援などの体制強化を図る。

○津波防災地域づくり、適切な情報提供等

県民一人ひとりの津波避難計画の普及を図っていくとともに、県民の皆さんの迅速な津波避難や避難行動要支援者対策など、より実践的な防災訓練等を実施する。

また、津波からの適切な避難場所を確保し、避難所の機能強化や必要な資機材の整備を早期に進める。

Jアラートの自動起動機については、平成 25 年度に県内全ての市町に整備されたが、同様に県内全ての市町に整備されている防災行政無線や、県内各所に設置さ

れている震度計についても適正に維持管理していく。

また、防災みえ.jp やメール、SNS、防災アプリ「みえ防災ナビ」など情報伝達手段の多重化、多様化や、多言語化した外国人向けの情報提供の充実について、平時も含めた運用体制の強化を図り、フェーズフリーな活用環境の整備を推進する。

○防災教育の推進

公立小中学校及び県立学校の児童生徒を対象に防災教育を実施するとともに、私立学校に対しても実施を促していく。

○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全

津波等による被害軽減を図るため、河川・海岸堤防等や大型水門、ダム等の整備、地震・津波対策及び機能保全を推進する。

また、港湾・漁港施設について、耐震対策及び機能保全等を推進する。

○石油タンクの漂流防止対策

大規模津波により石油タンクが流出し、二次災害を発生させるおそれがあるため、石油タンクの漂流防止対策を推進する。

○避難路等の保全

避難路や避難場所の保全のため、津波避難タワーなどの津波避難施設の老朽化対策や土砂災害防止施設の整備を推進する。また、道路の途絶を防ぐため、道路の無電柱化、避難行動中の路上での二次被害を防止するための歩行空間の確保や沿道のブロック塀の倒壊防止、耐震性のない木造住宅の除却に対する支援、屋外広告板、窓ガラス等の落下防止、交通安全対策等についても推進する。

○水門、陸閘等の自動化、遠隔操作化

津波による被害を軽減するため、津波浸水予測区域内における水門の遠隔操作化を進めるとともに、陸閘の開閉操作の自動化、遠隔操作化の整備を推進する。

○海岸防災林の整備

海岸防災林については、地域の実情等をふまえ、津波に対する被害軽減効果が発揮されるよう、その機能の維持・強化等に取り組む。

○大規模地震に備えた協力体制の構築

大規模地震の発生について確度の高い予測は困難であるものの、現在の科学的知見を生かし、南海トラフ地震臨時情報に対する対応について、国、関係府県、市町、関係機関等と協力して検討していく。

○さまざまな状況における避難方法の整備

港の船上など、さまざまな状況下にいる者を想定した避難方法を整えていく。

○孤立・漂流者対策

逃げ切れず、孤立・漂流した者の命を可能な限り救うため、情報提供方法を整理し、自衛隊や海上保安庁等に速やかに救助要請を行える体制を整備する。

1-4) 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

○災害対応機関等の対応能力向上

県民参加による防災力の向上及び災害対応機関等相互の連携を強化することを目的として、市街地等の浸水を想定した避難訓練の実施など実践的な訓練を実施する。また、大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・搜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、情報共有体制など防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。

○継続的な防災訓練や防災教育等と、県民による自発的な防災活動の促進

身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、県民の皆さんの自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

○河川の整備

河道掘削や堤防、護岸、ダム等の整備・機能強化等の対策等を進める。

○河川堆積土砂の撤去

河川に堆積した土砂の撤去について、当該年度の実施箇所と今後2年間の実施候補箇所を関係市町と情報共有する「箇所選定の仕組み」にて関係市町と撤去必要箇所の優先度を検討し、選定した撤去箇所等の情報を共有しながら緊急度の高い箇所より計画的に進める。

○河川・海岸・港湾・漁港・砂防施設の点検と対策

河川・海岸・港湾・漁港・砂防施設を常時良好な状態に保つために、施設の点検を行い、施設の異常に対して対策措置を講じる。

○水害リスク情報の充実

洪水時等の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップ等の作成支援を進める。さらに、河川監視カメラや水位計等の整備・更新を行い、住民の適切な避難行動を促すための防災情報を提供する。

○災害対策用機械等の操作人材の育成

気候変動によって増加傾向にある異常気象時等の防災・減災対策を迅速に行うことができる人材を育成するため、国土交通省が実施する災害対策用車両等の操作訓練に職員を派遣し、操作技術を習得させる。

○情報収集機能の強化、適切な情報提供

浸水地域の道路規制情報など、災害発生時に被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、防災情報プラットフォームの機能強化に取り組むとともに、非常時の通信手段となる防災行政無線を適正に維持管理する。

平時から災害時への円滑なモードチェンジを促進し、県民の皆さんの迅速な避難行動を促すため、防災みえ.jp やメール、SNS、防災アプリ「みえ防災ナビ」の活用など情報提供手段の多重化・多様化により、多くの県民の皆さんへ情報が届くよう、フェーズフリーな仕組みづくりに取り組む。また、事前対策を促すための「三重県版タイムライン」に基づく情報提供に引き続き取り組む。

○流域治水の推進

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等をふまえ、堤防の整備、ダムの建設等の対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進する。

○ため池の耐震化等

農業用ため池や地すべり危険箇所において、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ箇所について、耐震化や地すべり防止対策等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する。また、農業者の減少や高齢化の進行などにより、農業用ため池の管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を図る。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保、TEC-FORCE との連携強化、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を進める。

○避難体制整備の支援

避難行動につながる情報を迅速に伝達するために、水防情報や土砂災害警戒情報の提供などによる市町の警戒避難体制整備の支援を推進する。

○必要なインフラの整備・保全

大規模地震想定地域等における海岸堤防等の防災インフラについては、計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・海岸において、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林等の整備を推進する。

○関係機関との情報共有

国の総合防災情報システム等を活用し、関係機関における情報共有を円滑に進める。

○救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実向上

震災リスクの高い場所への人口の集中を解消することも検討する。また、災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、消防団等の充実強化を促進していく。さらに、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

○海拔ゼロメートル地帯における対策

巨大地震発生時の津波等による長期にわたる浸水被害が予想される海拔ゼロメートル地帯について、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する減災対策を推進する。

○浸水対策、流域減災対策

津波等による被害軽減を図るため、河川堤防や海岸堤防の整備、耐震対策を実施する。

河川堤防等については、津波浸水区域内の被災後の復旧が特に困難な地域において耐震対策を推進する。海岸保全施設については、高潮・高波による被害軽減を図るため、嵩上げ等の改良を推進する。また、河川・海岸堤防等の機能保全を推進する。

1-5) 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生

○大規模災害を考慮した都市づくり

「三重県都市計画区域マスタープラン」に示す、想定される大規模土砂災害等災害リスクを考慮した都市計画の考え方にに基づき、市町における都市防災に係る施策を促進する。

○災害対応機関等の対応能力向上

県民参加による防災力の向上及び災害対応機関等相互の連携を強化することを目的として、大規模な土砂災害等を想定した避難訓練の実施など実践的な訓練を実施する。また、大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・搜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、情報共有体制など防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。

○継続的な防災訓練や防災教育等と、県民による自発的な防災活動の促進

身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、県民の皆さんの自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

○適切な情報の提供

Jアラートの自動起動機については、平成 25 年度に県内全ての市町に整備されたが、同様に県内全ての市町に整備されている防災行政無線についても適正に維持管理する。また、防災みえ.jp やメール、SNS、防災アプリ「みえ防災ナビ」の活用など情報提供手段の多重化・多様化により、多くの県民の皆さんへ情報が届くよう、フェーズフリーな仕組みづくりに取り組む。また、事前対策を促すための「三重県版タイムライン」に基づく情報提供に引き続き取り組む。

○宅地災害予防対策の推進

周辺への災害発生を未然に防止するために、梅雨期前の 5 月を「宅地防災月間」と定め、1ha 以上の大規模な開発許可工事箇所の点検及びパトロールを実施し、開発事業者への指導を行う。

○土砂災害防止施設の整備

土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、要配慮者利用施設、避難路、避難所となる公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備等の土砂災害防止施設の整備を推進する。また、堆積土砂で満杯になった砂防ダムについて、緊急度に応じて計画的に堆積土砂を撤去していく。

○土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれのある区域を明確にするための基礎調査は、令和元年度に完了し、土砂災害防止法に基づく区域指定は令和 3 年 6 月に指定が完了した。地形改変など再調査が必要となった箇所等について、市町における警戒避難体制の整備支援を強化するため、二巡目以降の基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

○警戒避難体制整備等のソフト対策

市町における土砂災害ハザードマップの作成や避難指示等を発令する際の的確な判断につなげるため、県が提供する土砂災害危険度情報などの効果的な活用による土砂災害警戒避難体制の整備支援を推進する。

○総合的かつ効果的な治山対策、自然と共生した森林づくり

森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を発揮させるため、航空レーザ測量の成果を生かした森林の適正な管理や、基盤となる林道等の整備に加え、総合的かつ効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮されるための総合的な対応を推進する。

この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生を用いる等、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

○ため池の耐震化等

農業用ため池や地すべり危険箇所において、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ箇所について耐震化や地すべり防止対策等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する。また、農業者の減少や高齢化の進行などにより、農業用ため池の管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を促進する。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める。

○避難体制整備の支援

避難行動につながる情報を迅速に伝達するために、水防情報や土砂災害警戒情報の提供などによる市町の警戒避難体制整備の支援を推進する。

○救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実向上

震災リスクの高い場所への人口の集中を解消することも検討していく。また、災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、消防団等の充実強化を促進していく。さらに、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

○土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施

地滑り等が発生した場合に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、市町が適切に住民の避難指示の判断ができるよう、緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を市町に提供する。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○住宅・建築物の耐震化等

住宅・建築物の耐震化等を進め、負傷者の発生を抑制する。

○救助機関の災害対応力強化

能登半島地震や東日本大震災等の災害対策活動から得た連携強化に資するさまざまな教訓をもとに、対策を検討し防災関係機関との連携強化を推進することにより、

大規模災害時の応急態勢の充実を図る。

○災害対応能力の向上

大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・搜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、情報共有体制など防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。

また、他県警察等との合同訓練の実施により、災害現場における部隊間の連携強化を図る。

○常備消防の充実強化

消防の災害対応能力強化のための施設整備や広域連携体制及び救急搬送体制の整備などを支援し、常備消防の充実強化を促進する。

○災害医療の体制整備

発災時に災害拠点病院等が連携して円滑に医療を提供できる体制及び災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮されるための体制を整備する。

また、DMAT 隊員に対する訓練や研修の充実強化を図る。

○消防団員等の人材育成

災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防団員に対する教育訓練を実施する。また、自主防災組織による活動を活性化するため、リーダー研修を実施する。

○合同訓練等の実施

住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応力向上を図る。

○警察施設、消防施設の耐震化等

大規模災害発生時に、警察、消防機関が機能するため、施設の耐震化や津波浸水被害対策を進める。

○情報通信機能の耐災害性の強化

能登半島地震や東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況をふまえ、スターリンクといった新しいデジタル技術を活用しつつ、県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について毎年度確認し、平時も含めた運用体制の強化を図り、フェーズフリーな活用環境の整備を推進し、情報通信機能の耐災害性の強化を図る。

○広域的な連携体制の構築

災害応急対策活動における応援・受援の拠点となる広域防災拠点の整備・機能強化に取り組むとともに、災害時の支援等に係る協定の活用、他府県、関係府省庁と

の訓練を通じた連携強化、県内外からの災害ボランティア等の受入体制の整備などの取組を進める。

○災害時の石油類燃料の確保

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める。

また、災害時に地域の石油製品供給の拠点となる災害対応型中核給油所(中核 SS)の燃料備蓄について、石油商業組合との協定の活用により促進していく。

○災害拠点病院での電源確保

災害拠点病院が機能停止とならないよう、非常用発電装置の電源確保等の整備を促進する。

○インフラの整備・保全

エネルギー供給を支えるインフラの被災リスクを軽減するため、道路の防災対策や無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。

2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

○住宅・建築物の耐震化等

そもそも多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止対策等を促進する。

○交通渋滞の回避

交通渋滞により、緊急自動車が到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等を行うとともに、必要な交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に時機を失せず提供する。

なお、通行に関する情報の収集・提供にあたっては、AI カメラやデジタルサイネージ等、新たな ICT を活用する。

また、緊急通行路の確保を行い、緊急車両を優先的に通行させたり、信号機の減灯した交差点に警察官を配置することで交通渋滞の緩和を図る。

○適切な医療機能の提供

県内の病院、特に災害拠点病院や災害医療支援病院等が災害時に機能不全に陥らないように、耐震対策の実施や、医療従事者の確保に向けた取組を進めるとともに、電源、水、医薬品等について十分検討のうえ、平常時から確保しておく、又は確保できる体制の整備を支援する。

また、災害時においても病院が継続して医療を提供できるよう、全ての病院が業

務継続計画（BCP）の考え方に基づく病院災害対応マニュアルを整備できるよう支援する。

○介護保険施設における災害時の体制づくり

災害時においても、利用者に必要なサービスを安定的、継続的に提供できるよう、各施設における業務継続計画（BCP）の実効性の確保を支援するとともに、災害時に中心となって対応できる人材を育成する。

○インフラの着実な整備・保全

災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等を進めるとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める。また、緊急時の救助・救援を担う高規格道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。

○医療リソースの需要軽減

相当な割合を占める軽傷者については、市町が設置する救護所をはじめとした地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制の構築を支援し、医療リソースの需要を軽減させる。

○医療に必要な水の確保

人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制の構築を支援する。また、下水道が使用できない場合にも備えてマンホールトイレ等の設置等を支援する。

○負傷者の搬送先の確保

多数の負傷者が発生した際、人的被害を最小限に抑えることができるよう、重症度に応じた搬送先を確保するため災害拠点病院をはじめとした医療機関と連携し体制を整備する。

○DMAT等の体制整備

DMAT及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）については、被害想定等をふまえた必要チーム数を考慮し、計画的に養成していくとともに、災害経験をふまえ、定期的に活動体制の見直しを行い、常に能力の維持・向上を図る。DMAT・DPAT以外にも、災害時の医療支援活動等に対応できる、職種を横断した人材養成に取り組む。

○被災時の適切な活動体制の整備・人材育成

被災時に災害対策本部の下に保健医療福祉調整本部を設置し、支援に参集した保

健医療活動チーム等の派遣調整業務を行うなどにより、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする。また、派遣調整等に係る助言及び支援を行う人材である災害医療コーディネーターを養成する。さらに、医薬品等の確保・供給や薬剤師に関する派遣調整等を行う人材である災害薬事コーディネーターについても養成する。

○SCU(広域搬送拠点臨時医療施設)の整備

被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療できるよう、SCUに必要な資機材や消耗品を配備する。また、SCUを円滑に設営できるよう訓練を通して体制を整備する。

2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

○継続的な防災訓練や防災教育等と、県民による自発的な防災活動の促進

地区防災計画制度の普及・啓発等により、県民の皆さんの自発的な防災活動に関する計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

○避難所における良好な生活環境の確保

避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、スフィア基準や国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等をふまえ、市町が取り組む資機材の整備を支援するとともに、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修や、避難住民の生活に必要な不可欠な電力の確保を進める。

特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることをふまえ、外壁などの非構造部材の耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を優先して進めるとともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化、空調設備の整備など、避難所としての防災機能も強化していく。

○要配慮者への対応

避難所の円滑な運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等も配慮した避難所運営マニュアルの策定を促進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく。

○避難所における必要物資の確保

避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、避難所への円滑な支援物資輸送を実施するため

の体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。

○避難所以外での避難者に対する支援

車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁、市町等との連携スキームの構築を推進する。また、迅速な被災者支援のために市町による被災者台帳作成の事前準備を促進する。

○被災者のケア体制の構築

主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、市町、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

○防災拠点の耐震化

災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。また、災害対策本部内に設置する保健医療福祉調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成すること等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。

○被災時の医療確保

かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置が行われるようにする。

○広域火葬の迅速かつ円滑な実施

大規模災害により多数の死亡者が発生して被災市町の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、三重県広域火葬計画に基づき、迅速かつ円滑な火葬を行う。

2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○交通渋滞の回避

交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行

に関する情報を把握し、交通対策への活用を進める。また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、県民の皆さんの理解と協力を促す。

なお、通行に関する情報の収集・提供にあたっては、AI カメラやデジタルサイネージ等、新たな ICT を活用する。

○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等を進めるとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める。

また、緊急時の救助・救援を担う高規格道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。

○物資輸送ルート(空路、海路)の確保

陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの燃料確保対策、船舶による海上輸送を活用した体制の整備など、緊急輸送体制の整備を進める。また、被災地への円滑な物資供給などに活用が期待されるドローンや「空飛ぶクルマ」について、早期の社会実装に向けた取組を推進する。

○迅速な道路啓開の体制整備

国、市町、建設企業との連携のもと、迅速な道路啓開の体制整備を推進する。また、迅速に道路啓開を展開できるよう、熊野灘沿岸の建設事務所管内において備蓄資機材を保有する道路啓開基地の維持管理に努める。

○上水道施設の耐震化

大規模地震による被害を最小限に留めるよう、上水道施設の耐震化を進める。

○広域的な応援体制の整備

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、県・市町の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報の共有を図る。

○燃料の備蓄の促進

学校や病院において、燃料備蓄や LP ガス等の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する。

また、災害時に地域の石油製品供給の拠点となる災害対応型中核給油所（中核 SS）の燃料備蓄について、石油商業組合との協定の活用により促進していく。

○民間物流施設等の災害対応力の強化

「みえ防災・減災センター」等と連携しつつ、みえ企業等防災ネットワークを活

用し、企業防災人材の育成、事業継続計画（BCP）の策定促進、企業と地域との連携の促進などにより、災害時における連携・協力企業の災害対応力を強化する。

○各家庭における備蓄量の確保

発災直後に地域で自活する備えとして、水や食料など個人備蓄に係る意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する。

○近隣府県、市町、民間事業者等と連携した物資調達・供給体制の構築

中部圏及び近畿圏との災害時における物資提供等に関する応援協定に基づき、連携強化を図るとともに、物資を受入れ、被災者の支援を効果的に行うために「三重県広域受援計画」の実効性を高める。また、「三重県市町受援計画策定手引書」を活用して、県内市町においても受援体制づくりをより一層進めるよう、市町に計画策定の働きかけを行う。さらに、民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を進める。

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)の発生、混乱

○一時滞在施設の確保

沿道に拠点を有する事業者との協定締結により災害時帰宅支援ステーションの充実を図り、水道水・トイレ等の提供や道路等の情報を提供することで、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援する。また、帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定を活用するなど、災害時における輸送手段の確保を図る。

○交通渋滞の回避

交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置をはじめとする災害に強い交通安全施設等を整備するとともに、信号機が滅灯した交差点に警察官を配置し、交通整理を実施する。

また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に時機を失することなく提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、県民の皆さんの理解と協力を促し、交通渋滞の緩和を図る。

なお、通行に関する情報の提供にあたっては、ICTを活用して速やかに対応する。

○インフラの整備・保全

帰宅に必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災対策や無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。

○代替輸送手段の確保等

帰宅困難者（観光客を含む）や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定の活用を図るなど、災害時における輸送手段の確保を図る。

○観光地の防災対策

観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための先進事例の共有や課題検討等を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する。

○一斉帰宅に伴う混乱の回避

鉄道・バスの運行、道路交通の現状及び見通しに関する情報、子どもの安否情報等を逐次、的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進め、「むやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避していく。

○鉄道施設の耐震化

鉄道施設の被害を最小化するため、鉄道施設の耐震化を促進する。

2-6) 多数かつ長期にわたる孤立地域(離島を含む)等の同時発生

○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全

津波等による被害軽減を図るため、河川堤防や海岸堤防等の整備、耐震対策を実施する。

河川堤防等については、津波浸水区域内の被災後の復旧が特に困難な地域において、耐震対策等を推進する。

海岸堤防については、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策を推進する。

また、あわせて河川・海岸堤防等の機能保全を推進する。

さらに、港湾・漁港施設については、老朽化対策や耐震対策及び機能保全等を推進する。

○土砂災害防止施設の整備

土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、要配慮者利用施設、避難路、避難所となる公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備等の土砂災害防止施設の整備を推進する。

○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等を進めるとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める。

また、緊急時の救助・救援を担う高規格道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。

さらに、災害時においては、空からのアクセスも可能となるようあらかじめ離着

陸場となる地点の指定等を行うとともに、必要な装備の整備を進めておく。

○物資輸送ルート(空路、海路)の確保

陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの燃料確保対策、船舶による海上輸送を活用した体制の整備など、緊急輸送体制の整備を進める。また、被災地への円滑な物資供給などに活用が期待されるドローンや「空飛ぶクルマ」について、早期の社会実装に向けた取組を推進する。

○雨量規制区間の代替ルートの確保

台風や集中豪雨による地域の孤立を防ぐため、雨量規制区間の代替ルートの確保に向けた道路の整備や交通規制情報等を適切に提供する対策を推進する。

○拠点となる指定避難所の機能強化への支援等

災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、拠点となる指定避難所の機能強化に取り組む市町を支援する。

○災害発生時に避難路等となる林道、農道及び漁港関連道の整備

農山漁村地域において、集落や漁港と幹線道路等を結ぶ避難路等として重要となる林道、農道及び漁港関連道の整備を進める。

○漁港施設の耐震対策

離島及び交通脆弱地にある漁港について、緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁等の整備を進める。

○災害発生後の機動的・効率的な活動の確保

災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化を行うとともに、孤立地域の把握等を含めた被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、災害時の情報収集の強化を図る。また、孤立地域への輸送手段として活用が期待されるドローンや「空飛ぶクルマ」について、実用化や早期の社会実装に向けた取組を推進する。

○民間備蓄等との連携

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める。

○災害情報の収集・活用

被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、可搬型衛星無線装置やヘリコプターテレビ映像伝送システムなどにより収集した映像・画像の災害情報を活用する。

○情報通信機能の耐災害性の強化

能登半島地震や東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況をふまえ、スターリン

クといった新しいデジタル技術を活用しつつ、県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について毎年度確認し、平時も含めた運用体制の強化を図り、フェーズフリーな活用環境の整備を推進し、情報通信機能の耐災害性の強化を図る。

○孤立地域における必要物資・資機材の確保

孤立地域が発生した場合に備えた必要物資や資機材を確保するため、避難所等へあらかじめ必要となる物資・資機材の備蓄を進める。

2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

○住宅・建築物の耐震化等

住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を促進する。

○感染症の発生・まん延防止

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。また、ホームページ等において、感染症に関する知識の普及啓発や流行状況に応じた情報発信を行う。

○避難者の感染症対策

避難者に感染症が広まらないよう、市町と連携してマスクや消毒液など感染症対策に必要な資材を確保するとともに、避難所の衛生環境を災害時にも良好に保つ。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておく。

また、広範囲で感染症の拡大・まん延が続いている状況において災害が発生した場合に備えて、指定避難所以外の避難所の開設やホテル・旅館の活用等、避難者が密集しない十分なスペースの確保を行う市町等の取組を支援する。

○下水道業務継続計画(下水道 BCP)の更新・拡充

大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画(下水道 BCP)の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める。

○下水を速やかに排除、処理するための施設整備

総合病院や広域防災拠点をはじめ、市街地から発生する下水を速やかに排除するため、関連市町と連携を図りながら、下水道未整備区域の解消に向けて、施設整備を進める。

○下水道施設の耐震化・施設浸水対策

基幹施設である流域下水道施設について、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化対策を進める。また、津波や洪水により浸水が想定される施設について、施設浸水対策を進める。

○水害対策の推進

屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止していく。

○医療活動を支える取組の推進

災害時に被災地での医療支援活動を担う DMAT については、新興感染症等のまん延時に対応できるよう感染症に係る研修等への参加を促進する。

また、医療施設における耐震対策の取組を支援することで医療機能が維持できるようにする。

○衛生管理に必要な物品の確保

避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通の混乱

○被災による警察機能低下の回避

被災による警察機能の低下防止に向け、警察施設の耐災害性の向上や装備資機材の充実強化を図るとともに、実災害を想定した実戦的な訓練や関係機関との合同訓練の実施による災害対処能力の向上、防災関係機関等相互の連携強化を図り、治安の悪化に対応する体制づくりを進める。

○交通渋滞・交通事故の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞や交通事故を回避するため、信号機電源付加装置をはじめとする災害に強い交通安全施設等の整備を推進する。

○安全かつ円滑な道路交通の確保

交通情報を集約し、迅速かつ的確な交通規制を実施するなど、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。また、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

3-2) 県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○県民による自発的な防災活動の促進

地区防災計画制度の普及・啓発等により、県民の皆さんの自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

○被災による機能低下の回避

大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（BCP）の実効性を確保していく。

また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段や参集途上での情報収集・伝達手段の確保等を図るとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、さまざまな事態を想定した教育及び明確な目的をもった合同訓練等を継続していく。

○防災拠点の耐震化

災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。また、災害対策本部内に設置する保健医療福祉調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成すること等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。

○災害対策本部の体制整備等

三重県災害対策本部運営要領等により災害時に迅速な対応を行うことができるよう、その検証を行う。また、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める。

さらに、被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に市町において被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう、助言等に取り組む。

○職員の人材育成

県民の皆さんとともに「防災の日常化」に取り組む職員、災害対応のマネジメントができる職員の育成をめざして、災害に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけ、高い防災意識を有することができるよう、令和7年度に設置した「みえ防災人材アカデミー」において講座を開設するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、訓練を実施する。

○周辺インフラの整備・保全

県の施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や無電柱化、港湾・漁港施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。

○外部からの支援による業務継続体制の強化

職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部から

の支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めていく。

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

○インフラの整備・保全

道路の防災対策や無電柱化、港湾・漁港施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。

○企業による事業継続の取組促進

災害発生後の地域の復興にとっても企業活動は重要であることから、事業者等における自主的な防災対策を促し企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するとともに、被害予測等のきめ細かな情報の提供を行う総合相談窓口等の体制を整える。

○企業防災に関する人材育成

中小企業・小規模企業による事業継続計画（BCP）の策定を促進するため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、防災・減災の専門知識を備えた人材の育成・確保を進める。

4-2) コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

○石油タンクの漂流防止対策

大規模津波により石油タンクが流出し、二次災害を発生させるおそれがあるため、石油タンクの漂流防止対策を推進する。

○三重県石油コンビナート等防災計画の推進

「三重県石油コンビナート等防災計画」について、定期的な見直しを行うとともに、訓練や関係機関の連携強化を通じ、計画の取組を推進する。

○コンビナート設備の耐震化

コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化など地震・津波対策を促進する。

○コンビナート周辺対策

火災、煙、有害物質等の大規模拡散・流出により、健康や環境などコンビナート周辺地域の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関に

よる対策を促進する。

○コンビナート災害に備えた訓練の実施

コンビナートの災害に備え、関係機関との合同訓練の実施を促進する。

○港湾機能継続計画(港湾 BCP)の実効性の確保

製油所・油槽所が存在する四日市港において、関係者が連携して、港湾機能継続計画（港湾 BCP）の実効性を確保する。

○コンビナート災害の発生・拡大防止

石油コンビナートで起こりうる災害の形態、規模や影響などを事前に想定し、防災関係機関が連携してコンビナート防災対策の推進を図る。

○危険物取扱施設の災害対策

石油や高圧ガス等の危険物を取り扱う事業者に対して、保安検査、立入検査等を実施し、危険物の漏洩を防止するための耐震対策など、地震・津波対策の徹底を図るとともに、危険物施設の安全管理者に対する講習会を実施し、危険物等施設の安全対策を促進する。

○河川・海岸堤防、護岸等の整備・耐震化及び機能保全

津波等による被害軽減を図るため、河川堤防や海岸堤防等の整備、耐震対策を実施する。

河川堤防については、津波浸水区域内の被災後の復旧が特に困難な地域において、耐震対策等を推進する。海岸堤防については、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策を推進する。また、あわせて河川・海岸堤防等の機能保全を推進する。

さらに、港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する。

○漂流物による二次被害防止対策

津波漂流物による二次的な被害を軽減するため、関係事業者に減災対策の取組を啓発する。また、養殖施設の構造検証及び改良の取組に対しても支援を行う。

4-3) 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

○食品産業事業者等の事業継続計画(BCP)の策定

事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携しつつ、講演会の開催や広報活動により、事業継続計画（BCP）の策定を促進する。

○食品産業や関連産業事業者(運輸、倉庫等)との協力体制の拡大

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連産業

事業者（運輸、倉庫等）との協力協定の締結・拡充を進める。

○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化

想定される大規模災害に備え、被災農地や農業用ハウス等の早期復旧と営農再開に向けた対策を講じた三重県農業版 BCP の普及啓発を行い、関係事業者等の BCP の策定を進める。

水産業の早期再開をめざすため、漁港の耐震強化岸壁の整備の推進、地震等の災害発生時に施設が破損し、背後集落に被害を及ぼすおそれがある漁港施設等の機能保全対策を行うとともに、流通拠点漁港における水産業 BCP の実効性の向上に向けた取組を進める。

また、老朽化が著しく地震等の災害発生時に、農地や一般公共施設等に被害を及ぼすおそれのある土地改良施設（ため池・排水機場・頭首工等）について、必要な機能保全対策等を行うとともに、食品流通の要である卸売市場や食肉処理施設について必要な防災・減災対策を進める。

さらに、避難路として活用できる農道について、橋梁の耐震診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化等を着実に推進する。

4-4) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

○水道事業者間における連携の強化

上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化を進めるとともに、災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、工業・農業用水との調整による水道原水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等、市町や水道事業者間等との連携による人材やノウハウの強化等を進める。

○広域的な応援体制の整備及び雨水等の利用等の推進

大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の促進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用などの水資源の有効な利用等を普及・推進する。

○渇水に係る関係者による情報共有及び水資源の有効活用等の推進

気候変動等の影響により、今後さらなる渇水等の高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）、「水循環基本計画」（平成 27 年 7 月 10 日閣議決定）に基づき、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用、危機時の代替水源としての地下水活用等の取組を進める。

○水道施設の機能強化

老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦

略的維持管理と機能強化、早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。

4-5) 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

○農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理

地域コミュニティの脆弱化や野生鳥獣による農作物への被害などにより、地域の共同活動等による農地等の保全管理が困難となり農業・農村の有する多面的機能が損なわれることから、地域の主体性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を支援し、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。

○総合的かつ効果的な治山対策、自然と共生した森林づくり

森林が有する国土保全機能（土砂 災害防止、洪水緩和等）を発揮させるため、航空レーザ測量の成果を生かした森林の適正な管理や、基盤となる林道等の整備に加え、総合的かつ効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮されるための総合的な対応を推進する。

この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生を用いる等、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

○土砂災害防止対策等の推進

土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る。また、近年の土砂災害発生状況をふまえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する。

○公園施設の整備・長寿命化の推進

自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。

○農山漁村における農業・林業等の生産活動の持続

農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、担い手の確保に取り組むことで、国土保全に資する多面的機能を適切に発揮させる。

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

○情報収集機能の強化、適切な情報提供

災害発生時には被災地の情報を迅速かつ確実に収集し、必要な対策に生かしていくことが重要である。災害対策本部活動を情報面から支援する防災情報プラットフォームの機能強化とともに、最新のデジタル技術を活用した災害情報を収集するための体制や、公共土木施設や建築物の被災状況を迅速に収集するための体制の確保に取り組む。また、Jアラートの自動起動機については、平成 25 年度に県内全ての市町に整備されたが、同様に県内全ての市町に整備されている防災行政無線についても適正に維持管理していく。

また、防災みえ.jp やメール、SNS、防災アプリ「みえ防災ナビ」など情報伝達手段の多様化や、多言語化した外国人向けの情報提供の充実について、平時も含めた運用体制の強化を図り、フェーズフリーな活用環境の整備を推進する。

○インフラの整備・保全

電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。また、停電発生時における公共土木施設の機能維持に必要な停電対策や、地域の電力安定供給のための公共土木施設の節電対策を推進する。

○長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持

災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める。

能登半島地震や東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況をふまえ、スターリンクといった新しいデジタル技術を活用しつつ、県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について毎年度確認を行い、災害発生時における非常通信機能を維持する。

○警察の情報通信システム基盤の耐災害性向上

民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、警察の情報通信システム基盤の耐災害性の向上を図る。

○記憶媒体損失の回避

システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。

5-2) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止

○企業における事業継続計画(BCP)策定の促進

事業者等に対してエネルギー供給が停止した際に備えた自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、啓発活動やハンズオン支援により、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する。

○自立・分散型エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LPガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる。

○港湾機能継続計画(港湾BCP)の実効性の確保

製油所・油槽所が存在する四日市港において、関係者が連携して、港湾機能継続計画(港湾BCP)の実効性を確保する。

○発電所・送電線網等の災害対応力の強化

災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るため、ライフライン関係機関(電力、ガス、水道)との間で、各機関の災害対策について情報の共有を図る。

○災害からライフラインを守る事前伐採の推進

倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、市町や電力会社等と連携して、災害からライフラインを守る事前伐採の取組を進める。

○エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施

エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を促進する。

5-3) 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

○企業における事業継続計画(BCP)策定の促進

事業者等に対してエネルギー供給が停止した際に備えた自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、啓発活動やハンズオン支援により、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する。

○燃料供給ルート(陸路)の確保

災害発生時に人員や物資など緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊

急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を引き続き推進する。

また、迅速な道路啓開を展開できる体制を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧体制を強化する。

さらに、発災後でも社会経済活動を機能不全に陥らせないために、高規格道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。

○燃料輸送ルート(空路、海路)の確保

陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの燃料確保対策、船舶による海上輸送を活用した体制の整備など、緊急輸送体制の整備を進める。また、被災地への円滑な物資供給などに活用が期待されるドローンや「空飛ぶクルマ」について、早期の社会実装に向けた取組を推進する。

○コンビナート防災訓練の実施

従来のコンビナート防災訓練は、火災等直接災害を対象としてきた。今後は、エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置いた関係機関による合同訓練の実施を促進する。

○エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施等

災害時石油供給連携計画並びに災害時石油ガス供給連携計画、系列 BCP について、訓練の実施や、関係者間における優良事例の展開を図ること等により実効性を高める。

○ライフラインに係る防災対策の推進

災害時における地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化を、訓練等を通じて促進する。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を支援するとともに、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を行う。さらに、災害時に地域の石油製品供給の拠点となる災害対応型中核給油所(中核 SS)の燃料備蓄について、石油商業組合との協定の活用により促進していく。

○自立・分散型エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる。

○石油タンクの耐震改修の促進

石油コンビナートで起こりうる災害の形態、規模や影響などを事前に想定し、コンビナートの防災対策の推進を図る。

○港湾機能継続計画(港湾 BCP)の実効性の確保

製油所・油槽所が存在する四日市港において、関係者が連携して、港湾機能継続計画（港湾 BCP）の実効性を確保する。

○エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施

エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を促進する。

5-4) 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止

○上水道、工業用水道施設の耐震化等

大規模地震による被害を最小限に留めるよう、上水道・工業用水道施設の耐震化を進めるとともに、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化に取り組む。

○上水道、工業用水道施設の老朽化対策

将来にわたり上水道、工業用水道施設を維持するために、的確な維持管理・更新を行う。

○広域的な応援体制の整備

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、県・市町の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報の共有を図る。

○関係機関との連携及び水資源の有効活用等の推進

大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保等、TEC-FORCE 等との連携強化、地下水の危機時における代替水源に関する検討を進めるとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。

○上水道、工業用水道施設の風水害対策等

上水道、工業用水道施設が被害を受けないよう風水害対策等を進める。

○下水道施設の耐震化・施設浸水対策

基幹施設である流域下水道施設について、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化対策を進める。また、津波や洪水により浸水が想定される施設について、施設浸水対策を進める。

○下水道施設の老朽化対策

今後、老朽化の進行が見込まれる流域下水道施設に対して、計画的な点検、調査を行い、必要となる改築・更新を実施するなど施設の健全性を維持する。

○下水道業務継続計画(下水道 BCP)の更新・拡充

大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画（下水道 BCP）の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める。

○農業集落排水施設等の老朽化対策、耐震化の推進

避難所等からの排水を受ける農業・漁業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、必要な老朽化対策を行うとともに、耐震検討及び耐震化を進める。

○合併浄化槽への転換促進

浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。

○し尿処理体制の確保

関係団体との協定締結等により仮設トイレの供給体制を強化する。また、し尿処理についても既存の処理体制の実効性を高めるため、訓練等を実施するとともに、避難場所や避難所の防災機能を強化するため、断水時にも避難者が使用できるマンホールトイレや防災井戸など、防災施設を整備する。

5-5) 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

○沿道構造物の倒壊防止等

沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、ブロック塀等の倒壊、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する。

○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等を進めるとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める。

また、緊急時の救助・救援を担う高規格道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める。

○災害情報の収集・活用

被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、可搬型衛星無線装置やヘリコプターテレビ映像伝送システムなどにより収集した映像・画像の災害情報を活用する。

○港湾機能継続計画(港湾 BCP)の実効性の確保等

被災後も港湾・漁港機能を継続させるため、漁港業務継続計画（漁港 BCP）及び港湾機能継続計画（港湾 BCP）の実効性の向上に向けた取組を進める。

○鉄道施設や港湾施設等の耐震対策などの推進

災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるように、鉄道施設の耐震対策、漁港・港湾施設の老朽化対策や耐震対策を推進する。

また、港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する。

○リニア中央新幹線の整備促進

「リニア中央新幹線」については、三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成により、人流・物流の多重性を確保し、東京に集中する中枢管理機能のバックアップ体制を強化するとともに、その超高速性により国土構造の変革をもたらす国家的プロジェクトであることから、東京・大阪間の一日も早い全線開業をめざして、国及び JR 東海に働きかけていく。

○的確な交通情報の提供

万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、AI による画像認識等が可能な道路管理用カメラやセンサー等の IT、ドローン、衛星等の活用を進め、道路状況を遠隔で確認が可能な体制を構築するなど、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時、的確に提供していく。

○幹線交通分断の回避

幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の計画策定、道路・航路啓開に係る連携強化、農林道その他迂回路となりうる道の情報把握と共有、信号機電源付加装置をはじめとした交通安全施設等の整備等を進めていく。

○輸送機関の確保

災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討を進める。

○必要なインフラの整備・保全

災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確保するため、道路の無電柱化、地震・津波・洪水・土砂災害・風水害・雪害対策、治山対策や施設の老朽化対策を着実に進める。

特に道路施設については、不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全型メンテナンスなど効率的かつ持続可能な維持管理を実現するとともに、災害時も道路交通の安全を確保するため、歩行者や自転車、自動車等が適切に分離された安全な道路空間の整備や防護柵・標識・路面表示の充実等の交通安全対策を推進する。

また、港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する。

○落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策

豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある要対策箇所やアンダーパス部、冠水が想定される箇所の点検を実施し、変状等が確認された箇所の必要な対策を実施する。

○道路啓開体制の整備

発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開の展開に向けて、国・市町・建設企業と連携した訓練の実施や道路啓開基地の維持管理や装備資機材の充実強化などの体制整備を図る。

○沿道の建物倒壊対策

県が指定する緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難や救助、消火活動、支援物資の輸送などを困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する。

○交通におけるリダンダンシーの確保

災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化を促進する。

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

○地域のコミュニティ力の向上等

農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の事業継続計画（BCP）の策定や将来の担い手育成など地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際も、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、「地域コミュニティの再生」を見据えた平時からの環境づくりに取り組む。

○復興の事前準備

被災後、迅速かつ的確に復興計画等を策定できるよう、平時から、三重県復興指針の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・

手順等をハンドブック・事例集として共有し、復興事前準備を進める。

○復興まちづくりに向けた支援

市町が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、発災後の復興手順や被害想定をふまえた計画づくりを学ぶ研修の実施等を推進し、復興事前準備について市町への啓発を継続するとともに、市町が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する。

○企業による事業継続の取組促進

災害発生後の地域の復興にとっても企業活動は重要であることから、事業者等における自主的な防災対策を促し企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」等と連携して事業継続計画（BCP）等の策定を促進するとともに、被害予測等のきめ細かな情報の提供を行う総合相談窓口等の体制を整える。

6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

国の緊急災害対策派遣隊である TEC-FORCE との連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急体制の充実を図る。

○建設業界との応急復旧体制の強化

被災した公共土木施設への迅速な応急復旧体制の強化を進めるため、建設業界との緊急時における協定に基づく、道路啓開を迅速に展開できる体制の充実を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる体制を整える。

○地域のコミュニティ力の向上等

農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の BCP の策定や将来の担い手育成など地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際も、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、「地域コミュニティの再生」を見据えた平時からの環境づくりに取り組む。

○災害対応・事前復興を担う人材の育成

大規模災害の経験や教訓を現場に生かす専門的研究とその成果を現場に生かしていく人材や、復興の基盤整備を担う建設業の人材、分野に精通した技術者等の育成に取り組む。また、次世代の担い手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

○企業による事業継続の取組促進

災害発生後の地域の復興にとっても企業活動は重要であることから、事業者等における自主的な防災対策を促し企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」等と連携して事業継続計画（BCP）等の策定を促進するとともに、被害予測等のきめ細かな情報の提供を行う総合相談窓口等の体制を整える。

○適切な医療機能の提供

県内の病院、特に災害拠点病院や災害医療支援病院等が災害時に機能不全に陥らないように、耐震対策の実施や、医療従事者の確保に向けた取組を進めるとともに、電源、水、医薬品等について十分検討のうえ、平常時から確保しておく、又は確保できる体制の整備を支援する。

また、災害時においても病院が継続して医療を提供できるよう、全ての病院がBCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルを整備できるよう支援する。

○ボランティア等の受入体制の確保

専門性を有する NPO 等の連携を図る災害中間支援組織の重要性が高まっているため、大規模災害発生時にはみえ災害ボランティア支援センターを設置し、市町単位や分野ごとに設置される災害ボランティアセンターの後方支援や被災地外からのボランティア・NPO 団体などへの情報提供、現地災害ボランティアセンター間のネットワーク化など、災害ボランティア活動の広域的な支援を行う。

6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物の適正かつ迅速な処理

発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために、県及び市町で策定された災害廃棄物処理計画について、国の災害廃棄物対策指針等に沿った見直しを進める。

また、同計画の実効性を高めるため、災害廃棄物処理に精通した人材育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法に関する訓練や研修会などの取組を進める。

○ごみ焼却施設等の災害対応能力強化の促進等

市町等が設置するごみ焼却施設等の新設や更新において、必要な技術的支援を行うことにより、災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備など、災害対応力強化の促進を図る。

○災害廃棄物の広域輸送

県域を越えた連携が必要となった際に、円滑・迅速な災害廃棄物対策が実現できるよう「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」に参画し、災害廃棄物の広

域輸送の実施について検討する。

○海岸漂着物の処理

洪水や、台風等により海岸に漂着した流木及びごみ等が異常に堆積し、堤防、離岸堤、水門等の防災施設の機能低下を発生させないために、適切な処理とその支援を行う。

6-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○被災者の生活再建に向けた支援

被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に市町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知する。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点もふまえて検討し、方向性を示す。

○地籍調査の推進

災害後の円滑な復旧復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となる。このため、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力するとともに、新技術の導入や、基本調査の積極的な活用など、市町と連携して効果的・効率的に実施する。

○建設業における人材の確保及び燃料供給のサプライチェーンの維持

復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から労働環境の改善等を図る。また、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を進める。

6-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○コミュニティ力を強化するための支援

コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組として、ハザードマップの作成、防災訓練等、防災

の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援していく。

また、県内には多くの外国人住民が生活していることから、さまざまな主体と連携した外国人防災リーダーの育成等を通じて、将来、災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる。

○地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備

一日も早い被災地の復興を進めていくためには、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いたうえで、復興に向けたさまざまなプロセスを確立し、円滑な復興支援を行うための体制を検討していく。また、被災地から学ぶ教訓やノウハウについて関係者と共有するなど、震災復興に備えるための事前準備を進める。

○文化財の耐震化等、グリーンインフラの整備推進

石垣、復元施設等も含め、文化財及びその収蔵施設等の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

○文化財の修復のための基礎資料蓄積と技術の伝承

文化財の被害に備え、それを修復するための図面等の基礎資料の蓄積や技術の伝承に取り組む。

○博物館等における被害の最小化

博物館等（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブする。

6-6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

○災害対応力の向上

平時から、三重県復興指針の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力の向上を図る。

○企業による事業継続の取組促進

災害発生後の地域の復興にとっても企業活動は重要であることから、事業者等における自主的な防災対策を促し企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」等と連携して事業継続計画（BCP）等の策定を促進するとともに、被害予測等のきめ細かな情報の提供を行う総合相談窓口等の体制を整える。

○災害発生時の被災地外に向けた情報発信

災害発生時において、県内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションする。発信する際には、国際的風評被害を防ぐため、多言語による発信を行う。

○失業対策等

震災後における雇用の場の創出や各種給付金・貸付金制度の活用等について検討整理する。

○平時における各種復興ビジョンの検討

将来の地場産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、三重県復興指針に基づき、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

(別紙 1) リスクシナリオ別脆弱性評価結果

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

○住宅・建築物の耐震化等

住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、低コストで部分的に耐震化できる耐震シェルターも含め、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う必要がある。また、老朽化マンションについて、建替えの促進を図る必要がある。

さらに、不特定多数の者が利用するホテル、物販店舗、庁舎等の大規模建築物について、市町と連携し、耐震化を進めるとともに、大規模地震の発生時に備えて、大規模空間建築物の天井の脱落等を防止するための対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。加えて、宅地の耐震診断、耐震化を促進する必要がある。

○各種施設の耐震化等

官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設等、不特定多数の人が集まる施設や避難所としての機能が期待される施設について、施設管理者の協力も得ながら、耐震化や天井等非構造部材の落下防止対策、老朽化対策等を進める必要がある。

○エレベーター閉じ込め事故対策の促進

大規模地震時に乗客の安全を確保するため、エレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置等の設置を促進する必要がある。

○沿道構造物の倒壊防止等

避難行動中の路上での二次被害を防止するため、沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止等について促進する必要がある。

○交通施設の耐震化

より多くの鉄道利用者の安全を確保する観点から、主要駅や高架橋の耐震対策を促進する必要がある。

○無電柱化の推進

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難障害が及ぶことが想定される。このため、「三重県無電柱化推進計画」に基づき道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう、道路の安

全性を高める必要がある。

○大規模災害を考慮した都市づくり

「三重県都市計画区域マスタープラン」に示す、想定される地震津波災害リスクを考慮した都市づくりの基本的な考え方にに基づき、市町における都市防災に係る施策を促進する必要がある。

○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模地震が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める必要がある。

○災害対策本部における体制の確保・強化

三重県災害対策本部運営要領等について、訓練を通して毎年度検証を行い、施設等の倒壊による人的被害を最小限に抑えるための救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、初動対応やデジタル技術を活用した情報収集、受援体制の強化など、災害対策本部における体制の確保・強化を図る必要がある。

○災害対応機関等の対応能力向上

救助機関と相互の連携を強化するとともに、救出・救助活動の実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応能力向上を図る必要がある。また、大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・搜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、情報共有体制など防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。

○広域的な連携体制の構築

防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図るとともに、国や近隣府県等との訓練を通じて、NPO やボランティアも含めた応援・受援などの体制強化を図る必要がある。

○一時滞在施設の確保

沿道に拠点を有する事業者との協定締結により災害時帰宅支援ステーションの充実を図り、水道水・トイレ等の提供や道路等の情報を提供することで、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援する。また、帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定を活用するなど、災害時における輸送手段の確保を図る必要がある。

○継続的な防災訓練や防災教育等の推進

家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。また、災害時に地域で自ら行動できる防災人材を育成する必要がある。

○県民による自発的な防災活動の促進

災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、県民の皆さんの自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

1-2) 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

○住宅・建築物の耐震化等

住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え促進を含め、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援を行うなど、低コストで部分的に耐震化できる耐震シェルターも含め、耐震化を促進する必要がある。

○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模地震が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める必要がある。

○災害対策本部における体制の確保・強化

三重県災害対策本部運営要領等について、訓練を通して毎年度検証を行い、施設等の倒壊による人的被害を最小限に抑えるための救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、初動対応やデジタル技術を活用した情報収集、受援体制の強化など、災害対策本部における体制の確保・強化を図る必要がある。

○災害対応機関等の対応能力向上

県民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、大規模火災等にも対応できるような避難訓練などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応能力向上を図る必要がある。また、大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・搜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、情報共有体制など防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。

○広域的な連携体制の構築

防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図るとともに、国や近隣府県等との訓練を通じて、NPO やボランティアも含めた応援・受援などの体制強化を図る必要がある。

○民間事業者等との協定締結、密集市街地の改善

民間事業者等と給水活動等についての協定の活用による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地や空洞化が進む中心市街地において、地域住民や土地区画整理事業等の施行者に対して、建物の更新や防災施設の整備などを促進・支援する必要がある。

○狭あい道路の整備促進

災害時の避難路や消防車両等の通行確保、密集市街地の解消を図るために、市町が実施する狭あい道路の拡幅整備等を促進する必要がある。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する必要がある。

○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等を進めるとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める必要がある。

また、緊急時の救助・救援を担う高規格道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。

○救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実強化

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動に向けて、警察活動を的確に実施するための体制及び装備資機材を整備するとともに、常備消防力の強化のための連携・協力や広域化の推進、高機能消防指令センターや耐震性貯水槽など消防施設の整備、広域連携体制及び救急搬送体制の整備などを支援し、救助活動能力を充実強化する必要がある。また、消防団員、自主防災組織リーダーの教育訓練の充実強化を図る必要がある。さらに、DMATの実動訓練を行い、災害時の医療体制の充実強化を図る必要がある。

○危険な密集市街地の解消に向けた取組

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地域住民等が、建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備することを促進・支援する必要がある。

○上水道、工業用水道施設の耐震化等

地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、上水道、工業用水道施設の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討

を進めていく必要がある。

1-3) 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

○住宅・建築物の耐震化等

住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないために、低コストで部分的に耐震化できる耐震シェルターも含めた住宅・建築物の耐震化や耐震性のない建築物の除却を促進・支援するとともに、学校施設等の老朽化対策を進める必要がある。

○大規模災害を考慮した都市づくり

「三重県都市計画区域マスタープラン」に示す、想定される地震津波災害リスクを考慮した都市づくりの基本的な考え方にに基づき、市町における都市防災に係る施策を促進する必要がある。

○避難施設・避難路等の整備

大規模津波が発生した場合に、市町の避難計画に基づき、迅速かつ円滑な避難が行われるために、津波避難タワーなどの津波避難施設や避難路等の整備に向けた支援を行う必要がある。

○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模津波が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める必要がある。

○災害対策本部における体制の確保・強化

三重県災害対策本部運営要領等について、訓練を通して毎年度検証を行い、大規模津波等による人的被害を最小限に抑えるための救助機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、初動対応やデジタル技術を活用した情報収集、受援体制の強化など、災害対策本部における体制の確保・強化を図る必要がある。

○災害対応機関等の対応能力向上

県民参加による防災力の向上及び災害対応機関等相互の連携を強化することを目的として、大規模津波を想定した避難訓練の実施など実践的な訓練を実施する必要がある。また、大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・搜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、情報共有体制など防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。

○広域的な連携体制の構築

災害対応機関等との連携強化を推進することにより、大規模津波発生時の応急

体制の充実を図るとともに、国や近隣府県等との訓練を通じて、NPO やボランティアも含めた応援・受援などの体制強化を図る必要がある。

○津波防災地域づくり、適切な情報提供等

県民一人ひとりの津波避難計画の普及を図っていくとともに、県民の皆さんの迅速な津波避難や避難行動要支援者対策など、より実践的な防災訓練等を実施することが必要である。

また、津波からの適切な避難場所を確保し、避難所の機能強化や必要な資機材の整備を早期に進める必要がある。

Jアラートの自動起動機については、平成 25 年度に県内全ての市町に整備されたが、同様に県内全ての市町に整備されている防災行政無線や、県内各所に設置されている震度計についても適正に維持管理していく必要がある。

また、防災みえ.jp やメール、SNS、防災アプリ「みえ防災ナビ」など情報伝達手段の多重化、多様化や、多言語化した外国人向けの情報提供の充実について、平時も含めた運用体制の強化を図り、フェーズフリーな活用環境の整備を推進する必要がある。

○防災教育の推進

公立小中学校及び県立学校の児童生徒を対象に防災教育を実施するとともに、私立学校に対しても実施を促していく必要がある。

○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全

津波等による被害軽減を図るため、河川・海岸堤防等や大型水門、ダム等の整備、地震・津波対策及び機能保全を推進する必要がある。

また、港湾・漁港施設について、耐震対策及び機能保全等を推進する必要がある。

○石油タンクの漂流防止対策

大規模津波により石油タンクが流出し、二次災害を発生させるおそれがあるため、石油タンクの漂流防止対策を推進する必要がある。

○避難路等の保全

避難路や避難場所の保全のため、津波避難タワーなどの津波避難施設の老朽化対策への支援や土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。また、道路の途絶を防ぐため、道路の無電柱化、避難行動中の路上での二次被害を防止するための歩行空間の確保や沿道のブロック塀の倒壊防止、耐震性のない木造住宅の除却に対する支援、屋外広告板、窓ガラス等の落下防止、交通安全対策等についても推進する必要がある。

○水門、陸閘等の自動化、遠隔操作化

津波による被害を軽減するため、津波浸水予測区域内における水門の遠隔操作

化を進めるとともに、陸閘の開閉操作の自動化、遠隔操作化の整備を推進する必要がある。

○海岸防災林の整備

海岸防災林については、地域の実情等をふまえ、津波に対する被害軽減効果が発揮されるよう、その機能の維持・強化等に取り組む必要がある。

○大規模地震に備えた協力体制の構築

大規模地震の発生について確度の高い予測は困難であるものの、現在の科学的知見を生かし、南海トラフ地震臨時情報に対する対応について、国、関係府県、市町、関係機関等と協力して検討していく必要がある。

○さまざまな状況における避難方法の整備

港の船上など、さまざまな状況下にいる者を想定した避難方法を整えていく必要がある。

○孤立・漂流者対策

逃げ切れず、孤立・漂流した者の命を可能な限り救うため、情報提供方法を整理し、自衛隊や海上保安庁等に速やかに救助要請を行える体制を整備する必要がある。

1-4) 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

○災害対応機関等の対応能力向上

県民参加による防災力の向上及び災害対応機関等相互の連携を強化することを目的として、市街地等の浸水を想定した避難訓練の実施など実践的な訓練を実施する必要がある。また、大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・搜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、情報共有体制など防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。

○継続的な防災訓練や防災教育等と、県民による自発的な防災活動の促進

身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、県民の皆さんの自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

○河川の整備

河道掘削や堤防、護岸、ダム等の整備・機能強化等の対策等を進める必要があ

る。

○河川堆積土砂の撤去

河川に堆積した土砂の撤去について、当該年度の実施箇所と今後２年間の実施候補箇所を関係市町と情報共有する「箇所選定の仕組み」にて関係市町と撤去必要箇所の優先度を検討し、選定した撤去箇所等の情報を共有しながら緊急度の高い箇所より計画的に進める必要がある。

○河川・海岸・港湾・漁港・砂防施設の点検と対策

河川・海岸・港湾・漁港・砂防施設を常時良好な状態に保つために、施設の点検を行い、施設の異常に対して対策措置を講じる必要がある。

○水害リスク情報の充実

洪水時等の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップ等の作成支援を進める必要がある。さらに、河川監視カメラや水位計等の整備・更新を行い、住民の適切な避難行動を促すための防災情報を提供する必要がある。

○災害対策用機械等の操作人材の育成

気候変動によって増加傾向にある異常気象時等の防災・減災対策を迅速に行うことができる人材を育成するため、国土交通省が実施する災害対策用車両等の操作訓練に職員を派遣し、操作技術を習得させる必要がある。

○情報収集機能の強化、適切な情報提供

浸水地域の道路規制情報など、災害発生時に被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、防災情報プラットフォームの機能強化に取り組むとともに、非常時の通信手段となる防災行政無線を適正に維持管理する必要がある。

平時から災害時への円滑なモードチェンジを促進し、県民の皆さんの迅速な避難行動を促すため、防災みえ.jp やメール、SNS、防災アプリ「みえ防災ナビ」の活用など情報提供手段の多重化・多様化により、多くの県民の皆さんへ情報が届くよう、フェーズフリーな仕組みづくりに取り組む必要がある。また、事前対策を促すための「三重県版タイムライン」に基づく情報提供に引き続き取り組む必要がある。

○流域治水の推進

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等をふまえ、堤防の整備、ダムの建設等の対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

○ため池の耐震化等

農業用ため池や地すべり危険箇所において、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ箇所について、耐震化や地すべり防止対策等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する必要がある。また、農業者の減少や高齢化の進行などにより、農業用ため池の管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を図る必要がある。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保、TEC-FORCE との連携強化、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を進める必要がある。

○避難体制整備の支援

避難行動につながる情報を迅速に伝達するために、水防情報や土砂災害警戒情報の提供などによる市町の警戒避難体制整備の支援を推進する必要がある。

○必要なインフラの整備・保全

大規模地震想定地域等における海岸堤防等の防災インフラについては、計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・海岸において、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林等の整備を推進する必要がある。

○関係機関との情報共有

国の総合防災情報システム等を活用し、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。

○救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実向上

震災リスクの高い場所への人口の集中を解消することも検討していく必要がある。また、災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、消防団等の充実強化を促進していく必要がある。さらに、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

○海拔ゼロメートル地帯における対策

巨大地震発生時の津波等による長期にわたる浸水被害が予想される海拔ゼロメートル地帯について、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する減災対策を推進する必要がある。

○浸水対策、流域減災対策

津波等による被害軽減を図るため、河川堤防や海岸堤防の整備、耐震対策を実施する必要がある。

河川堤防等については、津波浸水区域内の被災後の復旧が特に困難な地域において耐震対策を推進する必要がある。海岸保全施設については、高潮・高波による被害軽減を図るため、嵩上げ等の改良を推進する必要がある。また、河川・海岸堤防等の機能保全を推進する必要がある。

1-5) 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生

○大規模災害を考慮した都市づくり

「三重県都市計画区域マスタープラン」に示す、想定される大規模土砂災害等災害リスクを考慮した都市計画の考え方にに基づき、市町における都市防災に係る施策を促進する必要がある。

○災害対応機関等の対応能力向上

県民参加による防災力の向上及び災害対応機関等相互の連携を強化することを目的として、大規模な土砂災害等を想定した避難訓練の実施など実践的な訓練を実施する必要がある。また、大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、情報共有体制など防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。

○継続的な防災訓練や防災教育等と、県民による自発的な防災活動の促進

身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、県民の皆さんの自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

○適切な情報の提供

Ｊアラートの自動起動機については、平成 25 年度に県内全ての市町に整備されたが、同様に県内全ての市町に整備されている防災行政無線についても適正に維持管理していく必要がある。また、防災みえ.jp やメール、SNS、防災アプリ「みえ防災ナビ」の活用など情報提供手段の多重化・多様化により、多くの県民の皆さんへ情報が届くよう、フェーズフリーな仕組みづくりに取り組む必要がある。また、事前対策を促すための「三重県版タイムライン」に基づく情報提供に引き続き取り組む必要がある。また、事前対策を促すための「三重県版タイムライン」に基づく情報提供に引き続き取り組む必要がある。

○宅地災害予防対策の推進

周辺への災害発生を未然に防止するために、梅雨期前の 5 月を「宅地防災月間」と定め、1ha 以上の大規模な開発許可工事箇所の点検及びパトロールを実施し、

開発事業者への指導を行う必要がある。

○土砂災害防止施設の整備

土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、要配慮者利用施設、避難路、避難所となる公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備等の土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。また、堆積土砂で満杯になった砂防ダムについて、緊急度に応じて計画的に堆積土砂を撤去していく必要がある。

○土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれのある区域を明確にするための基礎調査は、令和元年度に完了し、土砂災害防止法に基づく区域指定は令和3年6月に指定が完了した。地形改変など再調査が必要となった箇所等について、市町における警戒避難体制の整備支援を強化するため、二巡目以降の基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。

○警戒避難体制整備等のソフト対策

市町における土砂災害ハザードマップの作成や避難指示等を発令する際の的確な判断につなげるため、県が提供する土砂災害危険度情報などの効果的な活用による土砂災害警戒避難体制の整備支援を推進する必要がある。

○総合的かつ効果的な治山対策、自然と共生した森林づくり

森林が有する国土保全機能（土砂 災害防止、洪水緩和等）を発揮させるため、航空レーザ測量の成果を生かした森林の適正な管理や、基盤となる林道等の整備に加え、総合的かつ効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮されるための総合的な対応を推進する必要がある。

この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生を用いる等、自然と共生した多様な森林づくりを進める必要がある。

○ため池の耐震化等

農業用ため池や地すべり危険箇所において、大規模地震等で崩壊した場合に人命等に被害が及ぶ箇所について耐震化や地すべり防止対策等を進めるとともに、ため池決壊時の被害を最小化するため、ハザードマップを活用した防災訓練の実施を促進する必要がある。また、農業者の減少や高齢化の進行などにより、農業用ため池の管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、管理体制の強化を促進する必要がある。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める必要がある。

○避難体制整備の支援

避難行動につながる情報を迅速に伝達するために、水防情報や土砂災害警戒情報の提供などによる市町の警戒避難体制整備の支援を推進する必要がある。

○救助活動能力(体制、装備資機材、人材)の充実向上

震災リスクの高い場所への人口の集中を解消することも検討していく必要がある。また、災害対応機関等の災害対応力向上とあわせ、大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、消防団等の充実強化を促進していく必要がある。さらに、身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

○土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施

地滑り等が発生した場合に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、市町が適切に住民の避難指示の判断ができるよう、緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を市町に提供する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○住宅・建築物の耐震化等

住宅・建築物の耐震化等を進め、負傷者の発生を抑制する必要がある。

○救助機関の災害対応力強化

能登半島地震や東日本大震災等の災害対策活動から得た連携強化に資するさまざまな教訓をもとに、対策を検討し防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急態勢の充実を図る必要がある。

○災害対応能力の向上

大規模災害発生時における避難誘導、救出救助・搜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、情報共有体制など防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。

また、他県警察等との合同訓練の実施により、災害現場における部隊間の連携

強化を図る必要がある。

○常備消防の充実強化

消防の災害対応能力強化のための施設整備や広域連携体制及び救急搬送体制の整備などを支援し、常備消防の充実強化を促進する必要がある。

○災害医療の体制整備

発災時に災害拠点病院等が連携して円滑に医療を提供できる体制及び災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮されるための体制を整備する必要がある。

また、DMAT 隊員に対する訓練や研修の充実強化を図る必要がある。

○消防団員等の人材育成

災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防団員に対する教育訓練を実施する必要がある。また、自主防災組織による活動を活性化するため、リーダー研修を実施する必要がある。

○合同訓練等の実施

住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応力向上を図る必要がある。

○警察施設、消防施設の耐震化等

大規模災害発生時に、警察、消防機関が機能するため、施設の耐震化や津波浸水被害対策を進める必要がある。

○情報通信機能の耐災害性の強化

能登半島地震や東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況をふまえ、スターリンクといった新しいデジタル技術を活用しつつ、県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について毎年度確認し、平時も含めた運用体制の強化を図り、フェーズフリーな活用環境の整備を推進し、情報通信機能の耐災害性の強化を図る必要がある。

○広域的な連携体制の構築

災害応急対策活動における応援・受援の拠点となる広域防災拠点の整備・機能強化に取り組むとともに、災害時の支援等に係る協定の活用、他府県、関係府省庁との訓練を通じた連携強化、県内外からの災害ボランティア等の受入体制の整備などの取組を進める必要がある。

○災害時の石油類燃料の確保

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

また、災害時に地域の石油製品供給の拠点となる災害対応型中核給油所（中核SS）の燃料備蓄について、石油商業組合との協定の活用により促進していく必要がある。

○災害拠点病院での電源確保

災害拠点病院が機能停止とならないよう、非常用発電装置の電源確保等の整備を促進する必要がある。

○インフラの整備・保全

エネルギー供給を支えるインフラの被災リスクを軽減するため、道路の防災対策や無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

○住宅・建築物の耐震化等

そもそも多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止対策等を促進する必要がある。

○交通渋滞の回避

交通渋滞により、緊急自動車が到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等を行うとともに、必要な交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に時機を失せず提供する必要がある。

なお、通行に関する情報の収集・提供にあたっては、AIカメラやデジタルサイネージ等、新たなICTを活用する必要がある。

また、緊急通行路の確保を行い、緊急車両を優先的に通行させたり、信号機の減灯した交差点に警察官を配置することで交通渋滞の緩和を図る必要がある。

○適切な医療機能の提供

県内の病院、特に災害拠点病院や災害医療支援病院等が災害時に機能不全に陥らないように、耐震対策の実施や、医療従事者の確保に向けた取組を進めるとともに、電源、水、医薬品等について十分検討のうえ、平常時から確保しておく、又は確保できる体制の整備を支援する必要がある。

また、災害時においても病院が継続して医療を提供できるよう、全ての病院がBCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルを整備できるよう支援する必要がある。

○介護保険施設における災害時の体制づくり

災害時においても、利用者に必要なサービスを安定的、継続的に提供できるよ

う、各施設における業務継続計画（BCP）の実効性の確保を支援するとともに、災害時に中心となって対応できる人材を育成する必要がある。

○インフラの着実な整備・保全

災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等を進めるとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める必要がある。また、緊急時の救助・救援を担う高規格道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。

○医療リソースの需要軽減

相当な割合を占める軽傷者については、市町が設置する救護所をはじめとした地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制の構築を支援し、医療リソースの需要を軽減させていく必要がある。

○医療に必要な水の確保

人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制の構築を支援していく必要がある。また、下水道が使用できない場合にも備えてマンホールトイレ等の設置等を支援する必要がある。

○負傷者の搬送先の確保

多数の負傷者が発生した際、人的被害を最小限に抑えることができるよう、重症度に応じた搬送先を確保するため災害拠点病院をはじめとした医療機関と連携し体制を整備する必要がある。

○DMAT等の体制整備

DMAT及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）については、被害想定等をふまえた必要チーム数を考慮し、計画的に養成していくとともに、災害経験をふまえ、定期的に活動体制の見直しを行い、常に能力の維持・向上を図っていく必要がある。DMAT・DPAT以外にも、災害時の医療支援活動等に対応できる、職種を横断した人材養成に取り組む必要がある。

○被災時の適切な活動体制の整備・人材育成

被災時に災害対策本部の下に保健医療福祉調整本部を設置し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行うなどにより、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする必要がある。また、派遣調整等に係る助言及び支援を行う人材である災害医療コーディネーターを養成する必要がある。さらに、医薬品等の確保・供給や薬剤師に関する派遣調整等を行う人材である災

害薬事コーディネーターについても養成する必要がある。

○SCU(広域搬送拠点臨時医療施設)の整備

被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療できるよう、SCUに必要な資機材や消耗品を配備する必要がある。また、SCUを円滑に設営できるよう訓練を通して体制を整備する必要がある。

2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

○継続的な防災訓練や防災教育等と、県民による自発的な防災活動の促進

地区防災計画制度の普及・啓発等により、県民の皆さんの自発的な防災活動に関する計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

○避難所における良好な生活環境の確保

避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、スフィア基準や国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等をふまえ、市町が取り組む資機材の整備を支援するとともに、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修や、避難住民の生活に必要な不可欠な電力の確保を進める必要がある。

特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることをふまえ、外壁などの非構造部材の耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保を優先して進めるとともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化、空調設備の整備など、避難所としての防災機能も強化していく必要がある。

○要配慮者への対応

避難所の円滑な運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等も配慮した避難所運営マニュアルの策定を促進する必要がある。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。

○避難所における必要物資の確保

避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、避難所への円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。

○避難所以外での避難者に対する支援

車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁、市町等との連携スキームの構築を推進する必要がある。また、迅速な被災者支援のために市町による被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。

○被災者のケア体制の構築

主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、市町、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。

○防災拠点の耐震化

災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。また、災害対策本部内に設置する保健医療福祉調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成すること等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する必要がある。

○被災時の医療確保

かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置が行われるようにする必要がある。

○広域火葬の迅速かつ円滑な実施

大規模災害により多数の死亡者が発生して被災市町の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、三重県広域火葬計画に基づき、迅速かつ円滑な火葬を行う必要がある。

2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○交通渋滞の回避

交通渋滞により、災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の

通行に関する情報を把握し、交通対策への活用を進める必要がある。また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、県民の皆さんの理解と協力を促す必要がある。

なお、通行に関する情報の収集・提供にあたっては、AI カメラやデジタルサイネージ等、新たな ICT を活用する必要がある。

○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等を進めるとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める必要がある。

また、緊急時の救助・救援を担う高規格道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。

○物資輸送ルート(空路、海路)の確保

陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの燃料確保対策、船舶による海上輸送を活用した体制の整備など、緊急輸送体制の整備を進める。また、被災地への円滑な物資供給などに活用が期待されるドローンや「空飛ぶクルマ」について、早期の社会実装に向けた取組を推進する必要がある。

○迅速な道路啓開の体制整備

国、市町、建設企業との連携のもと、迅速な道路啓開の体制整備を推進する必要がある。また、迅速に道路啓開を展開できるよう、熊野灘沿岸の建設事務所管内において備蓄資機材を保有する道路啓開基地の維持管理に努める必要がある。

○上水道施設の耐震化

大規模地震による被害を最小限に留めるよう、上水道施設の耐震化を進める必要がある。

○広域的な応援体制の整備

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、県・市町の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報の共有を図る必要がある。

○燃料の備蓄の促進

学校や病院において、燃料備蓄や LP ガス等の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する必要がある。

また、災害時に地域の石油製品供給の拠点となる災害対応型中核給油所（中核 SS）の燃料備蓄について、石油商業組合との協定の活用により促進していく必要

がある。

○民間物流施設等の災害対応力の強化

「みえ防災・減災センター」等と連携しつつ、みえ企業等防災ネットワークを活用し、企業防災人材の育成、事業継続計画（BCP）の策定促進、企業と地域との連携の促進などにより、災害時における連携・協力企業の災害対応力を強化する必要がある。

○各家庭における備蓄量の確保

発災直後に地域で自活する備えとして、水や食料など個人備蓄に係る意識の浸透と定着をめざして、啓発活動を実施する必要がある。

○近隣府県、市町、民間事業者等と連携した物資調達・供給体制の構築

中部圏及び近畿圏との災害時における物資提供等に関する応援協定に基づき、連携強化を図るとともに、物資を受入れ、被災者の支援を効果的に行うために「三重県広域受援計画」の実効性を高める必要がある。また、「三重県市町受援計画策定手引書」を活用して、県内市町においても受援体制づくりをより一層進めるよう、市町に計画策定の働きかけを行う必要がある。さらに、民間事業者等との災害時における広域連携・支援体制を確立するため、協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)の発生、混乱

○一時滞在施設の確保

沿道に拠点を有する事業者との協定締結により災害時帰宅支援ステーションの充実を図り、水道水・トイレ等の提供や道路等の情報を提供することで、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援する必要がある。また、帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定を活用するなど、災害時における輸送手段の確保を図る必要がある。

○交通渋滞の回避

交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置をはじめとする災害に強い交通安全施設等を整備するとともに、信号機が滅灯した交差点に警察官を配置し、交通整理を実施する必要がある。

また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に時機を失することなく提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、県民の皆さんの理解と協力を促し、交通渋滞の緩和を図る必要がある。

なお、通行に関する情報の提供にあたっては、ICTを活用して速やかに対応する必要がある。

○インフラの整備・保全

帰宅に必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災対策や無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

○代替輸送手段の確保等

帰宅困難者（観光客を含む）や避難者の大規模移送に対応するため、バス事業者等との協定の活用を図るなど、災害時における輸送手段の確保を図る必要がある。

○観光地の防災対策

観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、避難誘導や帰宅支援など観光客の安全・安心を確保するための先進事例の共有や課題検討等を行う場を設けることにより、具体的な対策を促進する必要がある。

○一斉帰宅に伴う混乱の回避

鉄道・バスの運行、道路交通の現状及び見通しに関する情報、子どもの安否情報等を逐次、的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進め、「むやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避していく必要がある。

○鉄道施設の耐震化

鉄道施設の被害を最小化するため、鉄道施設の耐震化を促進する必要がある。

2-6) 多数かつ長期にわたる孤立地域(離島を含む)等の同時発生

○河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全

津波等による被害軽減を図るため、河川堤防や海岸堤防等の整備、耐震対策を実施する必要がある。

河川堤防等については、津波浸水区域内の被災後の復旧が特に困難な地域において、耐震対策等を推進する必要がある。

海岸堤防については、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策を推進する必要がある。

また、あわせて河川・海岸堤防等の機能保全を推進する必要がある。

さらに、港湾・漁港施設については、老朽化対策や耐震対策及び機能保全等を推進する必要がある。

○土砂災害防止施設の整備

土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、要配慮者利用施設、

避難路、避難所となる公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備等の土砂災害防止施設の整備を推進する必要がある。

○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等を進めるとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める必要がある。

また、緊急時の救助・救援を担う高規格道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。

さらに、災害時においては、空からのアクセスも可能となるようあらかじめ離着陸場となる地点の指定等を行うとともに、必要な装備の整備を進めておく必要がある。

○物資輸送ルート(空路、海路)の確保

陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの燃料確保対策、船舶による海上輸送を活用した体制の整備など、緊急輸送体制の整備を進める必要がある。また、被災地への円滑な物資供給などに活用が期待されるドローンや「空飛ぶクルマ」について、早期の社会実装に向けた取組を推進する必要がある。

○雨量規制区間の代替ルートの確保

台風や集中豪雨による地域の孤立を防ぐため、雨量規制区間の代替ルートの確保に向けた道路の整備や交通規制情報等を適切に提供する対策を推進する必要がある。

○拠点となる指定避難所の機能強化への支援等

災害時における集落の孤立可能性について把握するとともに、拠点となる指定避難所の機能強化に取り組む市町を支援する必要がある。

○災害発生時に避難路等となる林道、農道及び漁港関連道の整備

農山漁村地域において、集落や漁港と幹線道路等を結ぶ避難路等として重要な林道、農道及び漁港関連道の整備を進める必要がある。

○漁港施設の耐震対策

離島及び交通脆弱地にある漁港について、緊急時における物資輸送拠点とするため、耐震強化岸壁等の整備を進める必要がある。

○災害発生後の機動的・効率的な活動の確保

災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、災害対策本部における初

動期の機能・体制の確保・強化を行うとともに、孤立地域の把握等を含めた被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、災害時の情報収集の強化を図る必要がある。また、孤立地域への輸送手段として活用が期待されるドローンや「空飛ぶクルマ」について、実用化や早期の社会実装に向けた取組を推進する必要がある。

○民間備蓄等との連携

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

○災害情報の収集・活用

被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、可搬型衛星無線装置やヘリコプターテレビ映像伝送システムなどにより収集した映像・画像の災害情報を活用する必要がある。

○情報通信機能の耐災害性の強化

能登半島地震や東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況をふまえ、スターリンクといった新しいデジタル技術を活用しつつ、県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について毎年度確認し、平時も含めた運用体制の強化を図り、フェーズフリーな活用環境の整備を推進し、情報通信機能の耐災害性の強化を図る必要がある。

○孤立地域における必要物資・資機材の確保

孤立地域が発生した場合に備えた必要物資や資機材を確保するため、避難所等へあらかじめ必要となる物資・資機材の備蓄を進める必要がある。

2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

○住宅・建築物の耐震化等

住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

○感染症の発生・まん延防止

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、ホームページ等において、感染症に関する知識の普及啓発や流行状況に応じた情報発信を行う必要がある。

○避難者の感染症対策

避難者に感染症が広まらないよう、マスクや消毒液など感染症対策に必要な資材を確保するとともに、避難所の衛生環境を災害時にも良好に保つ必要がある。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておく必要がある。

また、広範囲で感染症の拡大・まん延が続いている状況において災害が発生した場合に備えて、指定避難所以外の避難所の開設やホテル・旅館の活用等、避難者が密集しない十分なスペースを確保を行う市町等の取組を支援する必要がある。

○下水道業務継続計画(下水道 BCP)の更新・拡充

大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画(下水道 BCP)の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める必要がある。

○下水を速やかに排除、処理するための施設整備

総合病院や広域防災拠点をはじめ、市街地から発生する下水を速やかに排除するため、関連市町と連携を図りながら、下水道未整備区域の解消に向けて、施設整備を進める必要がある。

○下水道施設の耐震化・施設浸水対策

基幹施設である流域下水道施設について、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化対策を進める必要がある。また、津波や洪水により浸水が想定される施設について、施設浸水対策を進める必要がある。

○水害対策の推進

屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止していく必要がある。

○医療活動を支える取組の推進

災害時に被災地での医療支援活動を担う DMAT については、新興感染症等のまん延時に対応できるよう感染症に係る研修等への参加を促進する必要がある。

また、医療施設における耐震対策の取組を支援することで医療機能が維持できるようにする必要がある。

○衛生管理に必要な物品の確保

避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通の混乱

○被災による警察機能低下の回避

被災による警察機能の低下防止に向け、警察施設の耐災害性の向上や装備資機材の充実強化を図るとともに、実災害を想定した実戦的な訓練や関係機関との合同訓練の実施による災害対処能力の向上、防災関係機関等相互の連携強化を図り、治安の悪化に対応する体制づくりを進める必要がある。

○交通渋滞・交通事故の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞や交通事故を回避するため、信号機電源付加装置をはじめとする災害に強い交通安全施設等の整備を推進する必要がある。

○安全かつ円滑な道路交通の確保

交通情報を集約し、迅速かつ的確な交通規制を実施するなど、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する必要がある。また、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要がある。

3-2) 県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○県民による自発的な防災活動の促進

地区防災計画制度の普及・啓発等により、県民の皆さんの自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

○被災による機能低下の回避

大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（BCP）の実効性を確保していく必要がある。

また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段や参集途上での情報収集・伝達手段の確保等を図るとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、さまざまな事態を想定した教育及び明確な目的をもった合同訓練等を継続していく必要がある。

○防災拠点の耐震化

災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。また、災害対策本部内に設置する保健医療福祉調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成すること等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する必要がある。

○災害対策本部の体制整備等

三重県災害対策本部運営要領等により災害時に迅速な対応を行うことができるよう、その検証を行う必要がある。また、災害応急対策期における災害対策機

能を継続させるため、停電・断水を想定した庁舎自家発電施設の燃料や水の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める必要がある。

さらに、被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に市町において被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう、助言等に取り組む必要がある。

○職員の人材育成

県民の皆さんとともに「防災の日常化」に取り組む職員、災害対応のマネジメントができる職員の育成をめざして、災害に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけ、高い防災意識を有することができるよう、令和7年度に設置した「みえ防災人材アカデミー」において講座を開設するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、訓練を実施する必要がある。

○周辺インフラの整備・保全

県の施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や無電柱化、港湾・漁港施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

○外部からの支援による業務継続体制の強化

職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めていく必要がある。

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

○インフラの整備・保全

道路の防災対策や無電柱化、港湾・漁港施設の耐震・耐津波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

○企業による事業継続の取組促進

災害発生後の地域の復興にとっても企業活動は重要であることから、事業者等における自主的な防災対策を促し企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、事業継続計画（BCP）等の

策定を促進するとともに、被害予測等のきめ細かな情報の提供を行う総合相談窓口等の体制を整える必要がある。

○企業防災に関する人材育成

中小企業・小規模企業による事業継続計画（BCP）の策定を促進するため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、防災・減災の専門知識を備えた人材の育成・確保を進める必要がある。

4-2) コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

○石油タンクの漂流防止対策

大規模津波により石油タンクが流出し、二次災害を発生させるおそれがあるため、石油タンクの漂流防止対策を推進する必要がある。

○三重県石油コンビナート等防災計画の推進

「三重県石油コンビナート等防災計画」について、定期的な見直しを行うとともに、訓練や関係機関の連携強化を通じ、計画の取組を推進する必要がある。

○コンビナート設備の耐震化

コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化など地震・津波対策を促進する必要がある。

○コンビナート周辺対策

火災、煙、有害物質等の大規模拡散・流出により、健康や環境などコンビナート周辺地域の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。

○コンビナート災害に備えた訓練の実施

コンビナートの災害に備え、関係機関との合同訓練の実施を促進する必要がある。

○港湾機能継続計画(港湾 BCP)の実効性の確保

製油所・油槽所が存在する四日市港において、関係者が連携して、港湾機能継続計画（港湾 BCP）の実効性を確保する必要がある。

○コンビナート災害の発生・拡大防止

石油コンビナートで起こりうる災害の形態、規模や影響などを事前に想定し、防災関係機関が連携してコンビナート防災対策の推進を図る必要がある。

○危険物取扱施設の災害対策

石油や高圧ガス等の危険物を取り扱う事業者に対して、保安検査、立入検査等

を実施し、危険物の漏洩を防止するための耐震対策など、地震・津波対策の徹底を図るとともに、危険物施設の安全管理者に対する講習会を実施し、危険物等施設の安全対策を促進する必要がある。

○河川・海岸堤防、護岸等の整備・耐震化及び機能保全

津波等による被害軽減を図るため、河川堤防や海岸堤防等の整備、耐震対策を実施する必要がある。

河川堤防については、津波浸水区域内の被災後の復旧が特に困難な地域において、耐震対策等を推進する必要がある。海岸堤防については、地震被害想定調査において設定される海岸部における津波高等をもとに、津波対策を推進する必要がある。また、あわせて河川・海岸堤防等の機能保全を推進する必要がある。

さらに、港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する必要がある。

○漂流物による二次被害防止対策

船舶や養殖施設などの津波漂流物による二次的な被害を軽減するため、関係事業者に減災対策の取組を啓発する必要がある。また、養殖施設の構造検証及び改良の取組に対しても支援を行う必要がある。

4-3) 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

○食品産業事業者等の事業継続計画(BCP)の策定

事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携しつつ、講演会の開催や広報活動により、事業継続計画(BCP)の策定を促進する必要がある。

○食品産業や関連産業事業者(運輸、倉庫等)との協力体制の拡大

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連産業事業者(運輸、倉庫等)との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化

想定される大規模災害に備え、被災農地や農業用ハウス等の早期復旧と営農再開に向けた対策を講じた三重県農業版 BCP の普及啓発を行い、関係事業者等の BCP の策定を進める必要がある。

水産業の早期再開をめざすため、漁港の耐震強化岸壁の整備の推進、地震等の災害発生時に施設が破損し、背後集落に被害を及ぼすおそれがある漁港施設等の機能保全対策を行うとともに、流通拠点漁港における水産業 BCP の実効性の向上に向けた取組を進める必要がある。

また、老朽化が著しく地震等の災害発生時に、農地や一般公共施設等に被害を及ぼすおそれのある土地改良施設(ため池・排水機場・頭首工等)について、必

要な機能保全対策等を行うとともに食品流通の要である卸売市場や食肉処理施設の防災・減災対策を進める必要がある。

さらに、避難路として活用できる農道について、橋梁の耐震診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化等を着実に推進する必要がある。

4-4) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

○水道事業者間における連携の強化

上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化を進めるとともに、災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、工業・農業用水との調整による水道原水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等、市町や水道事業者間等との連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。

○広域的な応援体制の整備及び雨水等の利用等の推進

大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の促進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用などの水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。

○渇水に係る関係者による情報共有及び水資源の有効活用等の推進

気候変動等の影響により、今後さらなる渇水等の高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）、「水循環基本計画」（平成 27 年 7 月 10 日閣議決定）に基づき、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用、危機時の代替水源としての地下水活用等の取組を進める必要がある。

○水道施設の機能強化

老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化、早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める必要がある。

4-5) 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

○農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理

地域コミュニティの脆弱化や野生鳥獣による農作物への被害などにより、地域の共同活動等による農地等の保全管理が困難となり農業・農村の有する多面的機能が損なわれることから、地域の主体性・協働力を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を支援し、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。

○総合的かつ効果的な治山対策、自然と共生した森林づくり

森林が有する国土保全機能（土砂 災害防止、洪水緩和等）を発揮させるため、航空レーザ測量の成果を生かした森林の適正な管理や、基盤となる林道等の整備に加え、総合的かつ効果的な治山対策など、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。

この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底したうえで、地域に根差した植生を用いる等、自然と共生した多様な森林づくりを進める必要がある。

○土砂災害防止対策等の推進

土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る必要がある。また、近年の土砂災害発生状況をふまえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する必要がある。

○公園施設の整備・長寿命化の推進

自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。

○農山漁村における農業・林業等の生産活動の持続

農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、担い手の確保に取り組むことで、国土保全に資する多面的機能を適切に発揮させる必要がある。

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

○情報収集機能の強化、適切な情報提供

災害発生時には被災地の情報を迅速かつ確実に収集し、必要な対策に生かしていくことが重要である。災害対策本部活動を情報面から支援する防災情報プラットフォームの機能強化とともに、最新のデジタル技術を活用した災害情報を収集するための体制や、公共土木施設や建築物の被災状況を迅速に収集するための体

制の確保に取り組む必要がある。また、Jアラートの自動起動機については、平成 25 年度に県内全ての市町に整備されたが、同様に県内全ての市町に整備されている防災行政無線についても適正に維持管理していく必要がある。

また、防災みえ.jp やメール、SNS、防災アプリ「みえ防災ナビ」など情報伝達手段の多重化、多様化や、多言語化した外国人向けの情報提供の充実について、平時も含めた運用体制の強化を図り、フェーズフリーな活用環境の整備を推進する必要がある。

○インフラの整備・保全

電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。また、停電発生時における公共土木施設の機能維持に必要な停電対策や、地域の電力安定供給のための公共土木施設の節電対策を推進する必要がある。

○長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持

災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電を想定した庁舎自家発電施設の燃料の確保方策について、地震被害想定調査の結果に基づく再点検も含め、必要な検討を進める必要がある。

能登半島地震や東日本大震災発生時の通信途絶の発生状況をふまえ、スターリンクといった新しいデジタル技術を活用しつつ、県と市町の間で定めている「非常通信ルート」について毎年度確認を行い、災害発生時における非常通信機能を維持する必要がある。

○警察の情報通信システム基盤の耐災害性向上

民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、警察の情報通信システム基盤の耐災害性の向上を図る必要がある。

○記憶媒体損失の回避

システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する必要がある。

5-2) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止

○企業における事業継続計画(BCP)策定の促進

事業者等に対してエネルギー供給が停止した際に備えた自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、啓発活動やハンズオン支援により、事業継続計画(BCP)等の策定を促進する必要がある。

○自立・分散型エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる必要がある。

○港湾機能継続計画(港湾 BCP)の実効性の確保

製油所・油槽所が存在する四日市港において、関係者が連携して、港湾機能継続計画（港湾 BCP）の実効性を確保する必要がある。

○発電所・送電線網等の災害対応力の強化

災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るため、ライフライン関係機関（電力、ガス、水道）との間で、各機関の災害対策について情報の共有を図る必要がある。

○災害からライフラインを守る事前伐採の推進

倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、市町や電力会社等と連携して、災害からライフラインを守る事前伐採の取組を進める必要がある。

○エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施

エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を促進する必要がある。

5-3) 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

○企業における事業継続計画(BCP)策定の促進

事業者等に対してエネルギー供給が停止した際に備えた自主的な防災対策を促すため、「みえ防災・減災センター」等と連携して、啓発活動やハンズオン支援により、事業継続計画（BCP）等の策定を促進する必要がある。

○燃料供給ルート(陸路)の確保

災害発生時に人員や物資など緊急輸送に係る交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を引き続き推進する必要がある。

また、迅速な道路啓開を展開できる体制を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧体制を強化する必要がある。

さらに、発災後でも社会経済活動を機能不全に陥らせないために、高規格道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。

○燃料供給ルート(空路・海路)の確保

陸上輸送に加え、空中輸送を有効活用するためのヘリコプターの燃料確保対策、船舶による海上輸送を活用した体制の整備など、緊急輸送体制の整備を進める。また、被災地への円滑な物資供給などに活用が期待されるドローンや「空飛ぶクルマ」について、早期の社会実装に向けた取組を推進する必要がある。

○コンビナート防災訓練の実施

従来のコンビナート防災訓練は、火災等直接災害を対象としてきた。今後は、エネルギーサプライチェーンの確保を念頭に置いた関係機関による合同訓練の実施を促進する必要がある。

○エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施等

災害時石油供給連携計画並びに災害時石油ガス供給連携計画、系列 BCP について、訓練の実施や、関係者間における優良事例の展開を図ること等により実効性を高める必要がある。

○ライフラインに係る防災対策の推進

災害時における地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化を、訓練等を通じて促進する必要がある。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を支援するとともに、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を行う必要がある。さらに、災害時に地域の石油製品供給の拠点となる災害対応型中核給油所(中核 SS)の燃料備蓄について、石油商業組合との協定の活用により促進していく必要がある。

○自立・分散型エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる必要がある。

○石油タンクの耐震改修の促進

石油コンビナートで起こりうる災害の形態、規模や影響などを事前に想定し、コンビナートの防災対策の推進を図る必要がある。

○港湾機能継続計画(港湾 BCP)の実効性の確保

製油所・油槽所が存在する四日市港において、関係者が連携して、港湾機能継続計画(港湾 BCP)の実効性を確保する必要がある。

○エネルギー供給施設の災害に備えた訓練の実施

エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を促進する必要がある。

5-4) 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止

○上水道、工業用水道施設の耐震化等

大規模地震による被害を最小限に留めるよう、上水道・工業用水道施設の耐震化を進めるとともに、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化に取り組む必要がある。

○上水道、工業用水道施設の老朽化対策

将来にわたり上水道、工業用水道施設を維持するために、的確な維持管理・更新を行う必要がある。

○広域的な応援体制の整備

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、県・市町の応急給水体制（給水拠点、確保できる水量、保有する資機材等）について、事前に情報の共有を図る必要がある。

○関係機関との連携及び水資源の有効活用等の推進

大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保等、TEC-FORCE 等との連携強化、地下水の危機時における代替水源に関する検討を進めるとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。

○上水道、工業用水道施設の風水害対策等

上水道、工業用水道施設が被害を受けないよう風水害対策等を進める必要がある。

○下水道施設の耐震化・施設浸水対策

基幹施設である流域下水道施設について、施設の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化対策を進める必要がある。また、津波や洪水により浸水が想定される施設について、施設浸水対策を進める必要がある。

○下水道施設の老朽化対策

今後、老朽化の進行が見込まれる流域下水道施設に対して、計画的な点検、調

査を行い、必要となる改築・更新を実施するなど施設の健全性を維持する必要がある。

○下水道業務継続計画(下水道 BCP)の更新・拡充

大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画(下水道 BCP)の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高める必要がある。

○農業集落排水施設等の老朽化対策、耐震化の推進

避難所等からの排水を受ける農業・漁業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、必要な老朽化対策を行うとともに、耐震検討及び耐震化を進める必要がある。

○合併浄化槽への転換促進

浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

○し尿処理体制の確保

関係団体との協定締結等により仮設トイレの供給体制を強化する必要がある。

また、し尿処理についても既存の処理体制の実効性を高めるため、訓練等を実施するとともに、避難場所や避難所の防災機能を強化するため、断水時にも避難者が使用できるマンホールトイレや防災井戸など、防災施設を整備する必要がある。

5-5) 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

○沿道構造物の倒壊防止等

沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、ブロック塀等の倒壊、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める必要がある。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE との連携強化を進める必要がある。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する必要がある。

○緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、

緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等を進めるとともに、迅速に道路啓開を展開できるよう、道路啓開基地の維持管理に努める必要がある。

また、緊急時の救助・救援を担う高規格道路及び直轄国道の整備促進、県管理道路の整備推進など、事業化区間の早期供用に向けた取組を進めるとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進める必要がある。

○災害情報の収集・活用

被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案のため、可搬型衛星無線装置やヘリコプターテレビ映像伝送システムなどにより収集した映像・画像の災害情報を活用する必要がある。

○港湾機能継続計画(港湾 BCP)の実効性の確保等

被災後も港湾・漁港機能を継続させるため、漁港業務継続計画(漁港 BCP)及び港湾機能継続計画(港湾 BCP)の実効性の向上に向けた取組を進める必要がある。

○鉄道施設や港湾施設等の耐震対策などの推進

災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるように、鉄道施設の耐震対策、漁港・港湾施設の老朽化対策や耐震対策を推進する必要がある。

また、港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する必要がある。

○リニア中央新幹線の整備促進

「リニア中央新幹線」については、三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成により、人流・物流の多重性を確保し、東京に集中する中枢管理機能のバックアップ体制を強化するとともに、その超高速性により国土構造の変革をもたらす国家的プロジェクトであることから、東京・大阪間の一日も早い全線開業をめざして、国及び JR 東海に働きかけていく必要がある。

○的確な交通情報の提供

万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、AI による画像認識等が可能な道路管理用カメラやセンサー等の IT、ドローン、衛星等の活用を進め、道路状況を遠隔で確認が可能な体制を構築するなど、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時、的確に提供していく必要がある。

○幹線交通分断の回避

幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の計画策定、道路・航路啓開に係る連携強化、農林道その他迂回路となりうる道の情報把握と共有、信号機電源付加装置をはじめとした交通安全施設等の整備等を進めていく必要がある。

○輸送機関の確保

災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送機関ごとの代替性の確保だけでなく、災害時における輸送機関相互の連携・代替性の確保について検討を進める必要がある。

○必要なインフラの整備・保全

災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確認するため、道路の無電柱化、地震・津波・洪水・土砂災害・風水害・雪害対策、治山対策や施設の老朽化対策を着実に進める必要がある。

特に道路施設については、不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全型メンテナンスなど効率的かつ持続可能な維持管理を実現するとともに、災害時も道路交通の安全を確保するため、歩行者や自転車、自動車等が適切に分離された安全な道路空間の整備や防護柵・標識・路面表示の充実等の交通安全対策を推進する必要がある。

また、港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する必要がある。

○落石等の危険がある要対策箇所の点検と対策

豪雨等による災害や道路冠水による通行止めなどを未然に防止するため、落石等の危険がある要対策箇所やアンダーパス部、冠水が想定される箇所の点検を実施し、変状等が確認された箇所の必要な対策を実施する必要がある。

○道路啓開体制の整備

発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開の展開に向けて、国・市町・建設企業と連携した訓練の実施や道路啓開基地の維持管理や装備資機材の充実強化などの体制整備を図る必要がある。

○沿道の建物倒壊対策

県が指定する緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難や救助、消火活動、支援物資の輸送などを困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する必要がある。

○交通におけるリダンダンシーの確保

災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化を促進する必要がある。

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

○地域のコミュニティ力の向上等

農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の BCP の策定や将来の担い手育成など地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際も、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、「地域コミュニティの再生」を見据えた平時からの環境づくりに取り組む必要がある。

○復興の事前準備

被災後、迅速かつ的確に復興計画等を策定できるよう、平時から、三重県復興指針の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等をハンドブック・事例集として共有し、復興事前準備を進めておく必要がある。

○復興まちづくりに向けた支援

市町が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、発災後の復興手順や被害想定をふまえた計画づくりを学ぶ研修の実施等を推進し、復興事前準備について市町への啓発を継続するとともに、市町が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する必要がある。

○企業による事業継続の取組促進

災害発生後の地域の復興にとっても企業活動は重要であることから、事業者等における自主的な防災対策を促し企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」等と連携して事業継続計画（BCP）等の策定を促進するとともに、被害予測等のきめ細かな情報の提供を行う総合相談窓口等の体制を整える必要がある。

6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携

国の緊急災害対策派遣隊である TEC-FORCE との連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急体制の充実を図る必要がある。

○建設業界との応急復旧体制の強化

被災した公共土木施設への迅速な応急復旧体制の強化を進めるため、建設業界との緊急時における協定に基づく、道路啓開を迅速に展開できる体制の充実を図

るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる体制を整える必要がある。

○地域のコミュニティ力の向上等

農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の BCP の策定や将来の担い手育成など地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際も、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、「地域コミュニティの再生」を見据えた平時からの環境づくりに取り組む必要がある。

○災害対応・事前復興を担う人材の育成

大規模災害の経験や教訓を現場に生かす専門的研究とその成果を現場に生かしていく人材や、復興の基盤整備を担う建設業の人材、分野に精通した技術者等の育成が必要である。また、次世代の担い手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える必要がある。

○企業による事業継続の取組促進

災害発生後の地域の復興にとっても企業活動は重要であることから、事業者等における自主的な防災対策を促し企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」等と連携して事業継続計画（BCP）等の策定を促進するとともに、被害予測等のきめ細かな情報の提供を行う総合相談窓口等の体制を整える必要がある。

○適切な医療機能の提供

県内の病院、特に災害拠点病院や災害医療支援病院等が災害時に機能不全に陥らないように、耐震対策の実施や、医療従事者の確保に向けた取組を進めるとともに、電源、水、医薬品等について十分検討のうえ、平常時から確保しておく、又は確保できる体制の整備を支援する必要がある。

また、災害時においても病院が継続して医療を提供できるよう、全ての病院が BCP の考え方に基づく病院災害対応マニュアルを整備できるよう支援する必要がある。

○ボランティア等の受入体制の確保

専門性を有する NPO 等の連携を図る災害中間支援組織の重要性が高まっているため、大規模災害発生時にはみえ災害ボランティア支援センターを設置し、市町単位や分野ごとに設置される災害ボランティアセンターの後方支援や被災地外からのボランティア・NPO 団体などへの情報提供、現地災害ボランティアセンター間のネットワーク化など、災害ボランティア活動の広域的な支援を行う必要がある。

6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物の適正かつ迅速な処理

発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために、県及び市町で策定された災害廃棄物処理計画について、国の災害廃棄物対策指針等に沿った見直しを進める必要がある。

また、同計画の実効性を高めるため、災害廃棄物処理に精通した人材育成、仮置場候補地選定、関係機関・団体との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法に関する訓練や研修会などの取組を進める必要がある。

○ごみ焼却施設等の災害対応能力強化の促進等

市町等が設置するごみ焼却施設等の新設や更新において、必要な技術的支援を行うことにより、災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備など、災害対応能力強化の促進を図る必要がある。

○災害廃棄物の広域輸送

県域を越えた連携が必要となった際に、円滑・迅速な災害廃棄物対策が実現できるよう「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」に参画し、災害廃棄物の広域輸送の実施について検討する必要がある。

○海岸漂着物の処理

洪水や、台風等により海岸に漂着した流木及びごみ等が異常に堆積し、堤防、離岸堤、水門等の防災施設の機能低下を発生させないために、適切な処理とその支援を行う必要がある。

6-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○被災者の生活再建に向けた支援

被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に市町が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知する必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点もふまえて検討し、方向性を示す必要がある。

○地籍調査の推進

災害後の円滑な復旧復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となる。このため、南海トラフ地震等の大規模災害時

に備えた復旧・復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、緊急性が高いと考えられる地区に注力するとともに、新技術の導入や、基本調査の積極的な活用など、市町と連携して効果的・効率的に実施する必要がある。

○建設業における人材の確保及び燃料供給のサプライチェーンの維持

復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から労働環境の改善等を図る必要がある。また、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を進める必要がある。

6-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○コミュニティ力を強化するための支援

コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組として、ハザードマップの作成、防災訓練等、防災の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援していく必要がある。

また、県内には多くの外国人住民が生活していることから、さまざまな主体と連携した外国人防災リーダーの育成等を通じて、将来、災害時に地域の支援者となりうる外国人住民の育成につなげる必要がある。

○地域コミュニティの維持・継続に配慮した震災復興に備えるための準備

一日も早い被災地の復興を進めていくためには、被災前の地域のコミュニティの継続性を念頭に置いたうえで、復興に向けたさまざまなプロセスを確立し、円滑な復興支援を行うための体制を検討していく必要がある。また、被災地から学ぶ教訓やノウハウについて関係者と共有するなど、震災復興に備えるための事前準備を進める必要がある。

○文化財の耐震化等、グリーンインフラの整備推進

石垣、復元施設等も含め、文化財及びその収蔵施設等の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高めておく必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

○文化財の修復のための基礎資料蓄積と技術の伝承

文化財の被害に備え、それを修復するための図面等の基礎資料の蓄積や技術の伝承が必要である。

○博物館等における被害の最小化

博物館等（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留めることが必要である。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。

6-6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

○災害対応力の向上

平時から、三重県復興指針の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力の向上を図る必要がある。

○企業による事業継続の取組促進

災害発生後の地域の復興にとっても企業活動は重要であることから、事業者等における自主的な防災対策を促し企業が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、「みえ防災・減災センター」等と連携して事業継続計画（BCP）等の策定を促進するとともに、被害予測等のきめ細かな情報の提供を行う総合相談窓口等の体制を整える必要がある。

○災害発生時の被災地外に向けた情報発信

災害発生時において、県内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。発信する際には、国際的風評被害を防ぐため、多言語による発信が必要である。

○失業対策等

震災後における雇用の場の創出や各種給付金・貸付金制度の活用等について検討整理する必要がある。

○平時における各種復興ビジョンの検討

将来の地場産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、三重県復興指針に基づき、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。

(別紙2) リスクシナリオ別重要業績指標 (KPI)

備考欄に※印のある目標項目は、「みえ元気プラン」の数値目標です。
また、それ以外の目標項目は、「三重県防災・減災アクションプラン」の数値目標となります。

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1)大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生				
「みえ元気プラン」の基本事業又は「三重県防災・減災アクションプラン」の施策	「みえ元気プラン」又は「三重県防災・減災アクションプラン」の項目又は取組項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)	備考
安全・安心な建築物の確保	県と市町が連携して木造住宅の耐震化に取り組む戸数(累計)	2,306 戸	3,900戸	※
県の災害即応体制の充実・強化	県の災害等への対応力を向上させるために実施する訓練の回数	21 回	21 回	※
災害対策本部機能の強化	災害対策本部初動体制の強化	地方災害対策部における初動の災害対応に必要な組織体制、所掌事務の見直し	新たな体制に基づく訓練の実施	
市町における災害対策活動の充実・強化に向けた支援	市町が実施する図上訓練に対して県が支援・参加した市町数	24 市町	29市町	※
学校における防災教育の推進	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	92.5%	100%	※
防災教育の推進	防災ノートやデジタルコンテンツを活用した防災学習の推進	577 校中 537 校で実施	モデル事業の紹介等により、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災学習の実施(すべての公立学校で実施)	
地域の防災人材の育成	地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会として、リーダー研修・交流会 3 回、発表会 1 回を開催(累計8 回)	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出(累計 12 回)	
命を守るための意識の醸成	防災意識の向上	啓発参加者数(累計) 788人	イベントや集客施設等での啓発(啓発参加者数 1,200 人(累計))	
1-2)地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生				
県の災害即応体制の充実・強化	県の災害等への対応力を向上させるために実施する訓練の回数	21 回	21 回	※
災害対策本部機能の強化	災害対策本部初動体制の強化	地方災害対策部における初動の災害対応に必要な	新たな体制に基づく訓練の実施	

		組織体制、所掌事務の見直し		
消防・保安体制の充実・強化に向けた支援	消防団員の減少数	103人	0人	※
市町における災害対策活動の充実・強化に向けた支援	市町が実施する図上訓練に対して県が支援・参加した市町数	24 市町	29市町	※
災害から命を守る適切な避難の促進	地域で夜間避難に資する取組を新たに実施した市町数	18 市町	29市町	※
安全・安心な建築物の確保	県と市町が連携して木造住宅の耐震化に取り組む戸数(累計)	2,306 戸	3,900 戸	※
緊急輸送道路等の機能確保	大規模地震でも壊れない補強された橋の割合	95%	100%	※
1-3)広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生				
安全・安心な建築物の確保	県と市町が連携して木造住宅の耐震化に取り組む戸数(累計)	2,306 戸	3,900戸	※
安心で快適な住まいづくりの推進	県と連携して積極的に空き家対策に取り組む市町の割合	76% (22市町／ 29 市町)	82% (24市町／ 29 市町)	※
災害から命を守る適切な避難の促進	津波避難対策として一時避難施設の整備等に新たに取り組んだ市町数	12市町	19市町	※
津波避難の実効性を確保する仕組みの構築	津波避難の実効性の検証と対策の推進	市町に訪問し検証ツール及び事業内容の説明を行うとともに1町でモデル検証を実施	避難方法等の検証と課題解決に向けた取組への支援の実施 ※19 市町(累計)で実施	
災害から命を守る適切な避難の促進	地域で夜間避難に資する取組を新たに実施した市町数	18市町	29市町	※
県の災害即応体制の充実・強化	県の災害等への対応力を向上させるために実施する訓練の回数	21 回	21 回	※
災害対策本部機能の強化	災害対策本部初動体制の強化	地方災害対策部における初動の災害対応に必要な組織体制、所掌事務の見直し	新たな体制に基づく訓練の実施	
市町における災害対策活動の充実・強化に向けた支援	市町が実施する図上訓練に対して県が支援・参加した市町数	24市町	29 市町	※
学校における防災教育の推進	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	92.5%	100%	※
防災教育の推進	防災ノートやデジタルコンテンツを活用した防災学習の推進	577 校中 537 校で実施	モデル事業の紹介等により、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災学習の実施(すべての公立学校で実施)	

避難に必要な防災情報の提供	防災情報プラットフォームの強化	防災情報プラットフォーム強化のための仕様を作成	情報発信に係る新しい仕組みの構築及び運用	
災害から命を守る適切な避難の促進	県が防災情報を提供するホームページのアクセス数	6,754 千件	3,375 千件	※
1-4)突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)				
流域治水の推進	河川の流れを阻害する堆積土砂の堆積量(累計)	190 万㎡	144 万㎡	※
高潮・地震・津波対策の推進	市町ハザードマップへの高潮浸水想定区域情報の掲載率	100%	100%	※
市町における災害対策活動の充実・強化に向けた支援	市町が実施する図上訓練に対して県が支援・参加した市町数	24 市町	29市町	※
災害から命を守る適切な避難の促進	地域で夜間避難に資する取組を新たに実施した市町数	18 市町	29市町	※
地域の防災人材の育成	地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会として、リーダー研修・交流会 3 回、発表会 1 回を開催(累計 8 回)	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出(累計 12 回)	
学校における防災教育の推進	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	92.5%	100%	※
防災教育の推進	防災ノートやデジタルコンテンツを活用した防災学習の推進	577 校中 537 校で実施	モデル事業の紹介等により、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災学習の実施(すべての公立学校で実施)	
避難に必要な防災情報の提供	防災情報プラットフォームの強化	防災情報プラットフォーム強化のための仕様を作成	情報発信に係る新しい仕組みの構築及び運用	
災害から命を守る適切な避難の促進	県が防災情報を提供するホームページのアクセス数	6,754 千件	3,375 千件	※
命を守るための意識の醸成	防災意識の向上	啓発参加者数(累計) 788人	イベントや集客施設等での啓発(啓発参加者数 1,200 人(累計))	
インフラの老朽化対策の推進	橋梁の修繕完了率	100%	100%	※
消防・保安体制の充実・強化に向けた支援	消防団員の減少数	103人	0人	※
安全・安心な農村づくり	ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	5,123ha	5,775ha	※

インフラ危機管理体制の強化	被災箇所を早期発見し、初動を迅速化する体制の構築	河川カメラ設置率86% (88台/102台)	河川の重点監視箇所における画像情報の集中監視体制の完成	※
1-5)大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生				
土砂災害対策の推進	要配慮者利用施設および避難所を保全する施設の整備率	30%	63%	※
山地災害対策の推進	山地災害危険地区着手地区数(累計)	20 地区 (参考:R5 単年)	40地区	※2
安全・安心な農村づくり	ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	5,123ha	5,775ha	※
学校における防災教育の推進	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	92.5%	100%	※
防災教育の推進	防災ノートやデジタルコンテンツを活用した防災学習の推進	577 校中 537 校で実施	モデル事業の紹介等により、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災学習の実施(すべての公立学校で実施)	
市町における災害対策活動の充実・強化に向けた支援	市町が実施する図上訓練に対して県が支援・参加した市町数	24 市町	29市町	※
災害から命を守る適切な避難の促進	地域で夜間避難に資する取組を新たに実施した市町数	18 市町	29市町	※
地域の防災人材の育成	地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会として、リーダー研修・交流会 3 回、発表会 1 回を開催(累計8回)	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出(累計 12 回)	
消防・保安体制の充実・強化に向けた支援	消防団員の減少数	103人	0人	※
避難に必要な防災情報の提供	防災情報プラットフォームの強化	防災情報プラットフォーム強化のための仕様を作成	情報発信に係る新しい仕組みの構築及び運用	
災害から命を守る適切な避難の促進	県が防災情報を提供するホームページのアクセス数	6,754 千件	3,375 千件	※
命を守るための意識の醸成	防災意識の向上	啓発参加者数(累計) 788人	イベントや集客施設等での啓発(啓発参加者数 1,200 人(累計))	

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1)自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足				
「みえ元気プラン」の基本事業又は「三重県防災・減災アクションプラン」の施策	「みえ元気プラン」又は「三重県防災・減災アクションプラン」の項目又は取組項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)	備考
安全・安心な建築物の確保	県と市町が連携して木造住宅の耐震化に取り組む戸数(累計)	2,306 戸	3,900戸	※
消防・保安体制の充実・強化に向けた支援	消防団員の減少数	103人	0人	※
地域の防災人材の育成	地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会として、リーダー研修・交流会 3 回、発表会 1 回を開催(累計8 回)	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出(累計 12 回)	
県の災害即応体制の充実・強化	県の災害等への対応力を向上させるために実施する訓練の回数	21 回	21 回	※
物資の受入・供給体制の整備	必要な支援物資の円滑な受入・供給体制の整備	地域連携・交通部と各地方部と物資保管方法の見直し	新たな体制に基づく、県物資拠点における物資の受入・供給に関する訓練の実施(物資拠点6か所(累計))	
		民間の物流専門家を招いた拠点運営に関する研修会を5か所を実施	民間の物流専門家を招いた拠点運営に関する研修会の開催(物資拠点8か所(累計))	
緊急輸送道路等の機能確保	大規模地震でも壊れない補強された橋の割合	95%	100%	※
2-2)医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺				
安全・安心な建築物の確保	県と市町が連携して木造住宅の耐震化に取り組む戸数(累計)	2,306 戸	3,900戸	※
保健医療活動を支える人材育成の推進	県内 DMAT チームの養成	県内DMAT チーム数(40 隊)	県内 DMAT チーム数(51 隊)	
医療体制の継続性の確保	病院 BCP の整備支援	BCP策定率 83.7% 研修会4回実施	病院 BCP 作成状況をふまえ支援策等の検討・対応	
		研修会4回実施	整備済み病院へのフォローアップ	
緊急輸送道路等の機能確保	大規模地震でも壊れない補強された橋の割合	95%	100%	※
2-3)劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生				
命を守るための意識の醸成	防災意識の向上	啓発参加者数(累計) 788人	イベントや集客施設等での啓発(啓発参加者数 1,200 人(累計))	

避難所の運営体制の整備と被災者に対する健康支援	避難所運営体制の構築支援と避難所の環境改善	「避難所運営マニュアル策定指針」改定を完了し、市町に周知	避難所の環境改善に取り組む市町への支援を実施	
	避難所等における保健・衛生活動体制の整備	保健所8か所において会議等を開催	全ての保健所と市町において開催	
避難所における避難者へのきめ細かな支援	避難所において配慮が必要な人へのきめ細かな支援	1市町で避難所における外国人避難者の受入訓練を実施	市町と連携した避難所における外国人避難者の受入訓練の実施(累計4市町)	
		DWAT チーム員に対し実践的な研修を2回実施	DWAT チーム員に対し実践的な研修を実施(年2回)	
物資の受入・供給体制の整備	備蓄物資の確保	食料: 72%を確保	食料の流通・現物備蓄による確保(目標値の75%)	
		携帯・簡易トイレ: 70%を確保	携帯・簡易トイレの現物備蓄による確保(目標値の75%)	
		哺乳瓶: 66%を確保	哺乳瓶の現物備蓄による確保(目標値の100%)	
地域の防災人材の育成	地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会として、リーダー研修・交流会3回、発表会1回を開催(累計8回)	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出(累計12回)	
学校における防災教育の推進	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	92.5%	100%	※
防災教育の推進	防災ノートやデジタルコンテンツを活用した防災学習の推進	577校中537校で実施	モデル事業の紹介等により、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災学習の実施(すべての公立学校で実施)	
土砂災害対策の推進	要配慮者利用施設および避難所を保全する施設の整備率	30%	63%	※
2-4)被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止				
高規格道路および直轄国道の整備促進	中部圏の広域ネットワークを形成する東海環状自動車道の開通	いなべIC～大安IC間6.5kmの開通	(全線開通) 県内23.3km 全体153km	※

緊急輸送道路等の機能確保	大規模地震でも壊れない補強された橋の割合	95%	100%	※
水資源の確保と水の安全・安定供給	浄水場の耐震化率	95.9%	100%	※
	基幹管路の耐震適合率	44.0%	45.2%	※
物資の受入・供給体制の整備	備蓄物資の確保	食料: 72%を確保	食料の流通・現物備蓄による確保(目標値の75%)	
		携帯・簡易トイレ: 70%を確保	携帯・簡易トイレの現物備蓄による確保(目標値の75%)	
		哺乳瓶: 66%を確保	哺乳瓶の現物備蓄による確保(目標値の100%)	
中小企業・小規模企業の経営支援	県内中小企業・小規模企業における事業継続計画(BCP)等の策定件数(累計)	2,783件	5,000件	※
物資の受入・供給体制の整備	必要な支援物資の円滑な受入・供給体制の整備	地域連携・交通部と各地方部と物資保管方法について検討し、在庫管理に係るマニュアルを策定	新たな体制に基づく、県物資拠点における物資の受入・供給に関する訓練の実施(物資拠点6か所(累計))	
		民間の物流専門家を招いた拠点運営に関する研修会を5か所で実施	民間の物流専門家を招いた拠点運営に関する研修会の開催(物資拠点8か所(累計))	
2-5)想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)の発生、混乱				
緊急輸送道路等の機能確保	大規模地震でも壊れない補強された橋の割合	95%	100%	※
津波避難の実効性を確保する仕組みの構築	観光防災の推進	先進事例の調査と関係者への共有を3件実施	観光防災マニュアルの作成	
2-6)多数かつ長期にわたる孤立地域(離島を含む)等の同時発生				
緊急輸送道路等の機能確保	大規模地震でも壊れない補強された橋の割合	95%	100%	※
避難所の運営体制の整備と被災者に対する健康支援	避難所運営体制の構築支援と避難所の環境改善	「避難所運営マニュアル策定指針」改定を完了し、市町に周知	避難所の環境改善に取り組む市町への支援を実施	
	避難所等における保健・衛生活動体制の整備	保健所8か所において会議等を開催	全ての保健所と市町において開催	
災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築	耐震・耐津波対策を実施した拠点漁港の施設整備延長(累計)	770m	870m	※

物資の受入・供給体制の整備	必要な支援物資の円滑な受入・供給体制の整備	地域連携・交通部と各地方部と物資保管方法について検討し、在庫管理に係るマニュアルを策定	新たな体制に基づく、県物資拠点における物資の受入・供給に関する訓練の実施(物資拠点6か所(累計))	
		民間の物流専門家を招いた拠点運営に関する研修会を5か所で実施	民間の物流専門家を招いた拠点運営に関する研修会の開催(物資拠点8か所(累計))	
2-7)大規模な自然災害と感染症との同時発生				
安全・安心な建築物の確保	県と市町が連携して木造住宅の耐震化に取り組む戸数(累計)	2,306 戸	3,900戸	※
避難所の運営体制の整備と被災者に対する健康支援	避難所運営体制の構築支援と避難所の環境改善	「避難所運営マニュアル策定指針」改定を完了し、市町に周知	避難所の環境改善に取り組む市町への支援を実施	
	避難所等における保健・衛生活動体制の整備	保健所8か所において会議等を開催	全ての保健所と市町において開催	
物資の受入・供給体制の整備	備蓄物資の確保	食料：72%を確保	食料の流通・現物備蓄による確保(目標値の 75%)	
		携帯・簡易トイレ：70%を確保	携帯・簡易トイレの現物備蓄による確保(目標値の 75%)	
		哺乳瓶：66%を確保	哺乳瓶の現物備蓄による確保(目標値の 100%)	
保健医療活動を支える人材育成の推進	県内 DMAT チームの養成	県内DMAT チーム数(40 隊)	県内 DMAT チーム数(51 隊)	

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1)被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、交通の混乱				
「みえ元気プラン」の基本事業又は「三重県防災・減災アクションプラン」の施策	「みえ元気プラン」又は「三重県防災・減災アクションプラン」の項目又は取組項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)	備考
3-2)県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下				
地域の防災人材の育成	地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会として、リーダー研修・交流会 3 回、発表会 1 回を開催(累計8 回)	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出(累計 12 回)	

災害対策本部機能の強化	災害対策本部初動体制の強化	地方災害対策部における初動の災害対応に必要な組織体制、所掌事務の見直し	新たな体制に基づく訓練の実施	
職員の災害対応能力の向上	災害対策本部の中核となる職員の育成	30名の育成を完了	災害対策本部の中核となる職員に対する専門的な研修の実施(累計 60 人)	
		人命救助に特化した図上訓練を実施	人命救助に特化した図上訓練を実施し、中核となる職員を育成(総括部隊・社会基盤対策部隊・保健医療部隊において実施)	
	役割に応じた対応能力の強化	県総合図上訓練及び市町図上訓練において全ての緊急派遣チームを対象に含めた訓練を実施	全ての緊急派遣チーム要員に対して、市町派遣研修・訓練を実施(毎年度実施)	
県の災害即応体制の充実・強化	県の災害等への対応力を向上させるために実施する訓練の回数	21 回	21 回	※

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下				
「みえ元気プラン」の基本事業又は「三重県防災・減災アクションプラン」の施策	「みえ元気プラン」又は「三重県防災・減災アクションプラン」の項目又は取組項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)	備考
中小企業・小規模企業の経営支援	県内中小企業・小規模企業における事業継続計画(BCP)等の策定件数(累計)	2,783件	5,000 件	※
緊急輸送道路等の機能確保	大規模地震でも壊れない補強された橋の割合	95%	100%	※
水資源の確保と水の安全・安定供給	基幹管路の耐震適合率	44.0%	45.2%	※
4-2) コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出				
4-3) 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響				
中小企業・小規模企業の経営支援	県内中小企業・小規模企業における事業継続計画(BCP)等の策定件数(累計)	2,783件	5,000 件	※
安全・安心な農村づくり	ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	5,123ha	5,775ha	※
4-4) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響				
水資源の確保と水の安全・安定供給	浄水場の耐震化率	95.9%	100%	※
	基幹管路の耐震適合率	44.0%	45.2%	※
4-5) 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下				
山地災害対策の推進	山地災害危険地区着手地区数(累計)	20 地区 (参考: R5 単年)	40地区	※2

安全・安心な農村づくり	ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	5,123ha	5,775ha	※
-------------	-------------------------------	---------	---------	---

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1)テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態				
「みえ元気プラン」の基本事業又は「三重県防災・減災アクションプラン」の施策	「みえ元気プラン」又は「三重県防災・減災アクションプラン」の項目又は取組項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)	備考
避難に必要な防災情報の提供	防災情報プラットフォームの強化	防災情報プラットフォーム強化のための仕様を作成	情報発信に係る新しい仕組みの構築及び運用	
災害から命を守る適切な避難の促進	県が防災情報を提供するホームページのアクセス数	6,754 千件	3,375 千件	※
インフラ危機管理体制の強化	被災箇所を早期発見し、初動を迅速化する体制の構築	道路カメラ設置率82% (82台/100 台)	道路の重点監視箇所における画像情報の集中監視体制の完成	※
5-2)電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止				
中小企業・小規模企業の経営支援	県内中小企業・小規模企業における事業継続計画(BCP)等の策定件数(累計)	2,783件	5,000 件	※
5-3)都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止				
中小企業・小規模企業の経営支援	県内中小企業・小規模企業における事業継続計画(BCP)等の策定件数(累計)	2,783件	5,000 件	※
高規格道路および直轄国道の整備促進	中部圏の広域ネットワークを形成する東海環状自動車道の開通	いなべ IC～大安 IC 間 6.5km の開通	(全線開通) 県内 23.3km 全体 153km	※
緊急輸送道路等の機能確保	大規模地震でも壊れない補強された橋の割合	95%	100%	※
5-4)上下水道施設等の長期間にわたる機能停止				
水資源の確保と水の安全・安定供給	浄水場の耐震化率	95.9%	100%	※
	基幹管路の耐震適合率	44.0%	45.2%	※
下水道管路の地震対策	下水道管路の耐震化(着手率)	100%	100% (R7年度末)	※3
下水道施設の地震対策	急所となる施設の地震対策の進捗率	R7年度から取組開始	50.0%	※3
5-5)基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響				
緊急輸送道路等の機能確保	大規模地震でも壊れない補強された橋の割合	95%	100%	※
高規格道路および直轄国道の整備促進	中部圏の広域ネットワークを形成する東海環状自動車道の開通	いなべ IC～大安 IC 間 6.5km の開通	(全線開通) 県内 23.3km 全体 153km	※
リニア開業時の県内広域交通網の確保・充実に向けた取組の推進	リニア効果の県内波及に向けた取組	みえリニア戦略プラン(仮)	リニアを活用した将来像についての方向性の取りまとめ	※

		称)中間報告 の取りまとめ		
--	--	------------------	--	--

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1)自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

「みえ元気プラン」の基本事業又は「三重県防災・減災アクションプラン」の施策	「みえ元気プラン」又は「三重県防災・減災アクションプラン」の項目又は取組項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)	備考
中小企業・小規模企業の経営支援	県内中小企業・小規模企業における事業継続計画(BCP)等の策定件数(累計)	2,783件	5,000 件	※
地域の防災人材の育成	地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会として、リーダー研修・交流会 3 回、発表会 1 回を開催	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出(累計 12 回)	

6-2)災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

多様な支援主体を受け入れる体制の整備	みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)のコーディネート機能の強化	4団体(累計)と連携	MVSC と支援主体が連携した防災訓練の実施(累計8団体)	
地域の防災人材の育成	地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会として、リーダー研修・交流会 3 回、発表会 1 回を開催	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出(累計 12 回)	
医療体制の継続性の確保	病院 BCP の整備支援	BCP策定率 83.7% 研修会4回実施 研修会4回実施	病院 BCP 作成状況をふまえ支援策等の検討・対応 整備済み病院へのフォローアップ	

6-3)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

6-4)事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

適正な土地の利用および管理	新たに地籍調査の効率化に取り組んだ市町の割合	70% (14 市町 ／20 市町)	100% (20市町／20市町)	※
---------------	------------------------	--------------------------	---------------------	---

6-5)貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

地域の防災人材の育成	地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会として、リーダー研修・交流会 3 回、発	地域の防災人材と自主防災組織とが交流する機会の創出(累計 12 回)	
------------	--------------------------------	--	------------------------------------	--

		表会 1 回を 開催		
避難所における避難者へのきめ細 かな支援	避難所において配慮が必要な人 へのきめ細かな支援	1市町で避難 所における外 国人避難者 の受入訓練を 実施	市町と連携した避難 所における外国人避 難者の受入訓練の実 施(累計4市町)	
文化財の保存・活用・継承	文化財の保存・活用・継承に向け た支援活動の実施件数	91件	92 件	※
6-6)国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響				
中小企業・小規模企業の経営支援	県内中小企業・小規模企業におけ る事業継続計画(BCP)等の策定 件数(累計)	2,783件	5,000 件	※

※2 農林水産部所管の数値(目標値は R7からの累計値。現状値には R5 単年値を参考として記載。)

※3 県土整備部所管の数値

三重県国土強靱化地域計画

[中間案]

令和7年6月

三重県政策企画部企画課

〒514-8570 津市広明町 13 番地

TEL 059-224-2025 FAX 059-224-2069

E-mail kikakuk@pref.mie.lg.jp

URL https://www.pref.mie.lg.jp/VISION/index_00427.htm